守田雪子 記念碑誌

守田雪乎 記念碑誌

前書き

守田雪乎（一八四二年～一九〇七年）の記念碑は、村塾を開いた氏の恩に報いるべく、氏没後、氏の門下生により建立・寄贈されたもので、令和二年（二〇二〇年）現在、福岡市南区大橋に、守田雪乎夫人（守田政子）の記念碑と合わせて保存されています。

しかしながら、福岡に現存する二つの記念碑が将来に渡って永久に保存されることは、今の時代、困難も予想され、この度、雪乎の曾孫である私、久我文子（旧姓 守田）は、同記念碑に関する史料を一つに纏め、公的機関での保存を通じ、ほぼ永久的に史料として残すことにより、記念碑の建立に尽力された門人並びに多くの関係者の方々の努力に報いることができればと願っています。

令和二年（二〇二〇年）現在、雪乎氏没後、既に百年以上が経過しており、氏が生まれ育てられた讃井家（江戸赤坂溜池）につきましては、詳細は不明のままです。一方、雪乎氏を養子として迎えた守田家は福岡・黒田藩に仕え、守田家に伝わる過去帳により、雪乎氏の時代から更に百年ほど守田家の先祖を辿ることが出来ました。

氏の記念碑は、その上部から、題額（守田先生の碑）、碑文並びに奉納者名から構成され、題額は、当時の福岡県知事・寺原長輝氏により、また、碑文は水野疎梅氏の撰・書によることが、横田恭三氏の著書、「水野疎梅と福岡の碑誌」（跡見学園女子大学文学部紀要第三六号　二〇〇三年三月十五日）に詳しく記載されております（史料六）。

また、「南区ふるさと」（福岡市南区民俗文化財保存会編集／平成四年十月十六日）には、守田雪乎夫人・マサ（諱：政子）の石碑題額は陸軍中将従三位勲一等功二級　白水淡、撰　宮崎繁、書　松浦到によることが示されております（史料八）。

碑文では、雪乎氏は天保十三年（一八四二年）、江戸赤坂溜池の地で、讃井家に生まれ、万延元年（一八六〇年）、守田家を継ぎ、

福岡藩の士族として、更に、県の役人等の公職を果たし、退職後、村塾で学問を、また、夫人は子女に裁縫を教えたことが述べられており、明治四〇年（一九〇七年）十月の氏没後から門下生による建碑の計画が進められ、明治四一年（一九〇八年）十一月に建碑に至っております。

守田氏は筑前福岡（筑前國那珂郡三宅村）の人で、代々黒田候に仕え、マサの父、稱左衛門は江戸に居住し、松村軍治の娘を娶り、三男一女（守田肇、守田マサ、童子二名）をもうけています。しかしながら、他の男子二名に加え、肇が万延元年、十五歳で亡くなったことにより、讃井家より養子（雪乎氏）を迎え、その後、万延三年、福岡に帰藩しています。

守田雪乎は万延元年（一八六〇年）に守田家の養子として迎えられていますが、今でいう大学一年生の年頃にあたり、二〇歳になって間もなく、江戸から福岡へ転居、二十代半ばには明治という新時代を迎えております。また、三十代初めには当時の第十三大区・十六小区の戸長を、三〇代半ばには福岡県議員選挙に出て、第八大区三名の議員の一人として選出されています（史料三、四、五）。第十三大区戸長時代の活躍ぶりは、福岡日日新聞に明治三〇年（五〇歳を過ぎた頃）に連載された竹槍日記二二（史料二）にもその名を留めています。最も多感な時に自由民権運動の大きなうねりを感じながら生きていた雪乎の高揚感が伝わってまいります。雪乎は明治十七年（一八八四年）には職を辞していますが、四十代初めであり、その後、村民の教育に力を注いだとされています。

以上、守田雪乎の足跡を駆け足で見て参りました。数百人といわれる門人に慕われつつこの世を去った守田雪乎並びにその妻マサの記念碑がこれからも末永く人々の心に残り、愛されることを願ってやみません。

今回使用させて頂きました史料につきましては、当時の時代背景並びに関係する方々の思いをより強く反映するため、出典を明らかにした上で、原著の写しを添付させて頂きました。

また、守田雪乎並びに守田マサの記念碑に関します史料の収集、過去帳の読み解き、製本化に多大なご尽力を戴きました株式会社トラディション・ブルー代表取締役秦政雄氏に、この場を借りまして、深く御礼申し上げます。

今回の製本化に当たり、表紙のデザインは、私の娘、久我朋子（武蔵野美術大卒）に依るものです。六六歳という、まもなく古希を迎える年齢であった雪乎の為、紫を基調とした色合で、守田家の家紋（五瓜に剣片喰）をあしらったものとなりました。

尚、令和二年三月十一日は私の父、勝栄（雪乎の孫にあたります）の七回忌でもあり、勝栄もまた、この編集事業のことを喜んでくれていると思います。

令和二年（二〇二〇年）三月

久我　文子（旧姓 守田）

【関連史料目次】

【史料一】福岡藩分限帳集成 ・・・

【史料十一】守田家の家系図・・・

【史料一】福岡藩分限帳集成（編集／福岡地方史研究会　出版／海鳥社　一九九六年六月）

はじめに、同史料六六二頁（本書十頁）に雪乎氏が記載されている。

同史料は、福岡藩士の「名簿」である分限帳を慶長から明治期まで、各時代にわたり集成したもので、近世史研究に必携の根本史料となっている。

入）壱、時服料五拾金、及御料理茶菓ヲ賜フタリ、光栄ヲ記シテ以テ子孫ニ貽スモノ也

明治初年　福岡藩士分限帳　　福岡　福井駿太郎編

イ之部

光之　弐千六百七十三石三斗七升四合　中老本町　飯田重穂　源直行
同　千三百八拾石　大組通丁　伊丹九郎左衛門
光之　弐百石　馬廻組　地行五番丁　伊丹怨
長知　百　石　一ノ士籍　荒江村逢坂　伊丹氏家　藤原景勝
綱政　二百六十六石三升　馬廻組　西職人町　伊丹方　藤原直方
忠之　千八拾弐石九斗六升四合五才　大組天神町　伊藤半一郎　藤原利重
長知　百　石　一ノ士籍　伊藤則徒
綱政　七百壱石七斗七升六合四勺五才　大組牢屋丁　伊藤旧索
忠之　三百石　馬廻組　福岡波奈　伊藤　藤原　重年
同　弐百石　〃　雁林丁　怡土上原村　伊藤重新
孝高　弐百石　〃　須崎殿町　怡土篠原村　伊藤浩気
光之　百弐拾石　〃　大円寺丁　伊藤敏徳
長政　百五拾石　〃　怡土飯氏村　伊藤嘉一郎
長知　御切米二十二石六人扶持　二ノ士籍　湊町波奈　伊藤金次郎　藤原重雄
御切米十一石四人扶持　三ノ同　伊藤乗走
御切米拾七石五人扶持　無足組　鳥飼茶屋ノ内　伊藤矢柄
綱政　御切米拾三石四人扶持　同　薬院村　伊藤角平　藤原正定
長清　御切米九石三人扶持　儒者家業　住吉村　伊東謙吉　藤原祐思
斉清　御切米八石三人扶持　城代組　春吉六軒屋　伊東十郎　曽我祐保
忠之　御切米弐十弐石六人扶持　無足組　薬院原町　生熊一也
百　石　春吉六軒屋　袋町　伊熊茂次郎
斉清　百　石　馬廻組　同袋町　伊熊確　土師利貞
孝高　弐百石　同　道和小路　伊勢田三七　宗実
光之　百五拾石　同　西新町　伊勢田宗城
宗賢　御切米拾七石四人扶持　無足組　西堅粕村　伊勢田宗
綱政　御切米弐拾石六人扶持　無足組　地行川端　伊勢田義取　藤原定義

孝高　百石　城代組本道医　浜口町　伊勢田道均

光之　御切米拾五石三人扶持　砲術家業　早良郡原村　伊勢田悟源義栄

綱政　御切米拾三石五人扶持　無足組　赤間町　伊見馮藤原憑道

忠之　千三拾石　大組　薬院御堀端　池内久任

孝高　百拾石　馬廻組　唐人町堀端　池田寛

光之　現石弐拾七石三斗九升　鷹匠方　追廻蓮池　池田虎五郎菅原吉寿

綱政　御切米二十二石六人扶持　二ノ銃士　池田恍太郎源仲則

治之　御切米拾三石四人扶持　城代組　谷土取場　池田与十郎菅原正心

綱政　御切米拾弐石四人扶持　無足組　春吉新屋敷　池上勝寛源勝寛

長清　御切米拾六石五人扶持　二ノ銃士　地蔵谷　池上直衛

長政　百六拾石　中頭ゝ船　極楽寺町　磯部安

斉清　御切米五石三人扶持　城代組　春吉四番丁　池田六郎

宣政　百石　馬廻組　浪人町　磯野吉右衛門

治之　御切米拾弐石三人扶持　小船頭家業　福岡須崎　井土正始

忠之　三百石　馬廻組　荒戸谷町　井土岩吉

同　五人扶持　鷹匠　池田善次

継高　御切米拾五石三人扶持　無足組儒者家業　古大鋸谷　井土汲敬

長政　弐百七拾石弐斗六升三合　馬廻組　因幡丁　井手蓮　橘氏顕

光之　弐百石　同　茶園谷　井手在

職隆　六百石　大組　因幡町　井上九郎源之剛

長知　御切米二十二石六人扶持　二ノ士籍　通り丁　井上克己源信賢

孝高　三百石　馬廻組　同　井上碌郎源信幸

忠之　百九拾石　同　追廻柳原　井上英樹紀一直

綱政　八人扶持　城代組小児医　春吉寺町　井上松庵

継高　御切米拾四石四人扶持　御茶道　裏谷　遠賀郡藤田村　井上多中

同　御切米拾三石三人扶持　砲術方家業　大西新屋鋪一番丁　井上敬太郎源敬之

治之　五人扶持　城代組小児医　春吉寺町　井上快庵

治高　御切米八石三人扶持　城代組　井上馮

斉清　御切米拾三石三人扶持　砲術方家業　鳥飼村　井上範五

斉清　御切米八石弐人扶持　城代組　鳥飼村　井上頑児源信成

現石七石四斗四升七合四人扶持　船町　井上秀紀大江元恒

光之　百五拾石　一ノ銃士　風切谷　守田元

綱政　御切米二十石　六人扶持　無足組定府　守田義利（藤原）

斉清　御切米七石　三人扶持　城代組　溜池　守田雪平

綱政　御切米拾五石　四人扶持　塩硝蔵奉行　谷塩硝蔵　守屋定

長清　百石　馬廻組　毛津井元

忠之　御切米拾五石　六人扶持　無足組　西小姓町　持田（藤原重和）

光之　御切米十五石　三人扶持　小船頭　博多須崎　用田養多

斉隆　御切米七石　三人扶持　城代組　元田元太郎

斉溥　御切米十三石　四人扶持　同　春吉六軒屋　森久

同　御切米八石　弐人扶持　同　鳥飼　守田孫三

長溥　御切米八石　三人扶持　三ノ銃士　腹谷　守田作次

セ之部

忠之　御切米二十石　六人扶持　二ノ士籍　遠賀藤木村　関五六郎

光之　三百五拾石　馬廻組　荒戸二番丁　関糺

忠之　御切米二十二石　六人扶持　二ノ銃士　大円寺町　関磯十郎

光之　百五拾石　一ノ同　須崎殿町　関清三郎

宣政　御切米十石　三人扶持　無足組　伊崎　関貞八

斉隆　御切米十二石　三人扶持　城代組　大鋸谷　関宇三

綱政　御切米拾四石　四人扶持　無足組　西新町　関示

長政　御切米十八石　五人扶持　同　大西新屋敷　関喜造

継高　御切米拾三石　三人扶持　新手組　関岡重任

光之　三百弐拾八石　六斗八升五合余　一ノ銃士　通り丁　関屋九郎

忠之　御切米十五石　四人扶持　無足組　上名嶋町　城彦四郎（藤原武隆）

綱政　御切米拾二石　四人扶持　城代組　地行一番丁　城喜十郎

継高　御切米十五石　四人扶持　無足組　大西東枕丁　城与太夫

綱政　御切米十三石　四人扶持　同　谷十軒屋　芹田惣一

継高　御切米拾弐石　三人扶持　城代組　唐人町山ノ上　妹尾樵夫

長知　御切米拾壱石　四人扶持　三ノ士籍　須崎殿町　関三郎

斉清　御切米七石　新手組　三人扶持　砲術方　浜ノ町　千田魁身源得友

斉溥　御切米五石　城代組　三人扶持　春吉二番丁　善　徳次郎

ス之部

光之　御切米拾九石　六人扶持　石火矢役　大西二番丁　杉　蘊（ツモル）

綱政　御切米十石　四人扶持　同　大西浜ノ丁　杉　興　俱

宣政　御切米拾三石　三人扶持　城代組　春吉袋町　杉　氏　敏

「斉清」とは筑前福岡藩の第十代藩主・黒田斉清（くろだ なりきよ）。

「御切米」とは、江戸時代の俸禄の一種で、主君の蔵米のうちから春、夏、冬の三回に分けて与えられたもの。

一方、「扶持」とは、所領を米に換算する方法で、特に蔵米取に対して行われた給与方法を指すものである。一人一日五合の食糧を標準（一人扶持と呼ぶ）に一年間分を米や金で与える方法が普通で、下級の旗本、御家人、諸藩では下級武士に、身分に応じて何人扶持と定めて、広く行われた。

また、福岡藩には藩主の次に家老、中老、大組、馬廻組、無足組、城代組、足軽というように分けられており、雪乎氏は藩主にお目見えできる「城代組」であった。ちなみにイメージとしては、藩主は知事、家老が副知事、大組は部長、馬廻組は課長、無足組は係長、城代組は主査といったところである。

【史料二】竹槍日記（福岡日日新聞／現在の西日本新聞　一八九七年九月十九日）

次に、明治三〇年に福岡日日新聞で連載された「竹槍日記」の第二二回目に雪乎氏が登場する。

竹槍日記（廿二）　宗豫散人

△時枝權典事亂勢を砲擊す

爰に權典事時枝明なる人あり舊福岡藩士にして文を修め武を講じ殊に經濟の調理に富み曾て親廉の如く紛援せし舊藩の會計を整理し擢られて權典事となり會計事務を主宰し舊藩屈指の人物たり一旦蜂起の砌より両參事が股肱となりて鎮撫隊を發し其糧杖の事を斡旋し兼て各地を奔走して鎮撫の事に從ひ始より斷然砲擊して瞬間に鎮壓すへしとの所論なりしも用ゐられず采して各地の防禦其宜を失ひ士族隊の駆引も意の如くならずして亂勢進んで博多へ亂入すべき勢あるを見て慨歎に耐へず進んで箱崎第三大區鎮所に抵り久野區長に對談し亂勢益延最早斷然兵力を以て鎮壓するの外なきを悟り急車を飛せ縣廳に還り水野參事に迫りて曰く亂勢は既に箱崎口より亂入し二股瀬も保つ可からず看す〳〵博多へ闖入し我縣廳を蹂躙すへき勢ひなり事爰に至れり掘者は斷然一死を決するの覺悟なり此上は貴官も其意を決し斷然鎮機の處置を取

覺か率る百餘名の士族隊整列して防禦しつゝあり壯士は續り來る亂勢に分け入り專ら說論の言なりしが一群の亂勢は喚き叫んで狂奔し竹槍振翳し怒波を作り颯と押來る途端に一人の士族引拔れ散來なく亂槍の下に衝き斃さる此れ那珂郡平尾村柴田某なりし此方に控へし士族隊も引色にてハット後に拂き退却せんとするにそ時枝は此体を見て早此乞なりとて自から揮て其邊に在りし一隊の兵士を指揮し一齊に發砲せしむると全時に數十の壯士は拔劍して朔の中をくゝりて進む砲聲轟々劔光閃々數萬の亂勢い其不意を擊たれ恰も蜘の子を散すが如く崩れ立ち蹈僵され躓倒され將棋倒に逃ひまくられ爲めに負傷せしもの極めて多く道路に打斃たる竹槍は簀の如く積み重ねて丘陵をなせり此の騒きに粕屋郡萩尾、酒殿、新長者原邊の者五六名擊ち倒されたり逃る亂勢い負傷者を肩に擔け呼んで曰く士族か斯くせり官員かかうせりとて詳事を怒鳴廻り一層憤激の色を加へたり

此より少しく前に方り三木史生(正)はいかなる風說を聞ての事なるや西門橋防禦の一隊に告らく沙

り鎮撫の各隊をして均しく發砲せしめ亂勢の博多へ入らざるに進ぶ事を將閣に決せらるべしとて其砲隊の指揮を乞ふ水野參事曰く發砲のことは一に中村用六に委任せり宜しく全人へ謀るべし時枝い押返へし彼是時間を費す時い早や亂勢い博多へ打入るべし是非貴官が特許を得んとて卓を拍て其指揮狀を請求す水野參事も時枝か意氣既に発を決す其裁判の尋常ならざるを見一策の命書紙を授け自から筆を援き發砲の命令狀を認り捺印して時枝權典事へ授く其文に曰く

亂勢益々狂暴を逞くし台場出張官の說諭をも聞入す北は筑紫門は二豊路以内に亂入し何も遂に赤亂暴せんとするの場合に際しては萬已むを得す臨機の手段を以て鎮撫の兵隊と偽議し發砲せしめ兵威を以て鎮壓するも苦しからす依て命令如件

但相用丈容赦にして全く之を成すに止め弾丸を不要様注意可致事

明治六年六月廿日　　水野參事印

時枝權典事殿

時枝權典事は水野參事より軍令狀を請取り漸然砲擊して一撲勢の鋒を奪いんものとて博多西門口に至り二川權大屬等に遇ふて其事を謀りつゝ西門橋を渡り妙見松原近く馳せ至りしに其地方には岡部見口に群集せし亂勢の内へ巨魁ありて頭を包み長劍を帶長槍を携へしものあり既そ件の者を生捕にすへきやとの詞に其場に在りし岡部豊、吉留佳、岡澤三中等い議して曰く我々姿を変し亂群に混入し件の巨魁に近附き討果すへしとて各一刀を懷にし深く頬を包み尻引裾げて西門口を出で妙見松原に至りしに山の神の前に於て守田參事（第十三大區區長）の說諭せるに遭遇す件の巨魁らしき者は那邊にあるやと問ふに彼に在りとて招魂社の前なる一葦の勢を指示す岡部等い彼是差足潛みて其場に抵りしに何そ詞らん巨魁と目差せしい其實知たる粕屋郡上須惠村士族梶川鏡にてありし鏡も亦た姿を亂徒に擬して說諭し暴行を宥めしものにてありし岡部等い前の始末を物語り互に一笑し却作ひて爰彼處に立入り說得と鎮撫をなし彼是時間を送ること二時間計り遂に全行せし岡部、吉留等い何時しか其姿を見失ひ幾何もなくして逆徒等は り數萬の亂勢喚き叫んで崩れ立ちて一波瀾を起すに及びしなりと

訂正　竹槍日記第十九回の末文「久野近男」とあるは「久野近男」の誤

竹槍日記（廿二）　宗像散人

△時枝権典事、乱勢を砲撃す

爰に権典事時枝明なる人あり。旧福岡藩士にして文を修め武を講じ、殊に経済の調理に富み、曾て乱麻の如く紛擾せし旧藩の会計を整理し、擢（ぬきんで）られて権典事となり会計事務を主宰し、旧藩屈指の人物たり。

一揆蜂起の砌より両参事が股肱となりて鎮撫隊を募り、其糧杖の事を斡旋し、兼て各地を奔走して鎮圧の事に従ひ、始より断然砲撃して瞬間に鎮圧すべしとの所論なりしも用ゐられず。果して各地の防禦其宜を失ひ、士族隊の駈引も意の如くならずして、乱勢進んで博多へ乱入すべき勢あるを見て慨歎に耐へず。進んで箱崎第三大区調所に抵り、久野区長に対談し、乱勢蔓延、最早断然兵力を以て鎮圧するの外なきを悟り、急車を飛せ県庁に還り、水野参事に迫りて曰く。

乱勢は既に箱崎口より乱入し、二股瀬も保つ可からず。看す看す博多へ闖入し我県庁を蹂躪すべき勢ひなり。事爰に至れり。拙者は断然一死を決するの覚悟なり。此上は貴官も其意を決し、断然臨機の処置を取り、鎮撫の各隊をして均しく発砲せしめ、乱勢の博多へ入らざるに逮（およ）び、事を瞬間に決せらるべしとて其砲撃の指揮を乞ふ。

水野参事曰く。発砲のことは一に中村用六に委任せり。宜しく同人へ謀るべし。時枝は押返へし、彼是時間を費す時は早や乱勢は博多へ打入るべし。是非貴官が特許を得んとて卓を拍（たたい）て其指揮状を請求す。

水野参事も時枝が意気、既に死を決し其談判の尋常ならざるを見、一葉の奉書紙を披（ひろ）げ、自から筆を援（ひ）き発砲の命令状を作り、捺印して時枝権典事へ授く。其文に曰く、

乱勢益々狂暴を逞くし、各地出張官の説諭をも聞入ず。北は箱崎、南は二股瀬以内に乱入し、猶も強訴乱暴せんとするの

場合に際しては、万已むを得ず、臨機の手段を以て鎮撫の兵隊と協議し、発砲せしめ、兵威を以て鎮圧するも苦しからず。依て命令如件（くだんのごとし）。

但、相用【成ヵ】丈空放にして全く之を威（おど）すに止め、実弾を不装様注意可致事

明治六年六月廿日　水野参事㊞

時枝権典事殿

時枝権典事は水野参事より軍令状を請取り、断然砲撃して一揆勢の胆を奪はんものとて博多西門口（さいもんぐち）に至り、二川権大属等に遇ふて其事を謀りつゝ、西門橋を渡り妙見松原近く馳せ至りしに、其地方には岡部覚が率る百余名の士族隊、整列して防禦しつゝあり。

壮士は簇（むらが）り来る乱勢に分け入り、専ら説諭の際なりしが、一群の乱勢は喚（おめ）き叫んで狂奔し、竹槍振翳（かざ）し鯨波（とき）を作り颯と押来る途端に、一人の士族引後（おく）れ果敢（あえ）なく乱槍の下に衝き斃さる。此れ那珂郡平尾村柴田某なりし。此方に控へし士族隊も引色（ひきいろ）にてハット後に排（ひら）き退却せんとするにぞ。

時枝は此体を見、最早此迄なりとて、自から揮（ふる）って其辺に在りし一隊の兵士を指揮し、一斎に発砲せしむると同時に、数十の壮士は抜剣して烟の中をくぐりて進む。砲声轟々、剣光閃々、数万の乱勢は其不意を撃たれ、恰も蜘くもの子を散すが如く崩れ立ち、踏僵ふみたおされ蹴倒され、将棋倒しに逐ひまくられ、為めに負傷せしもの極めて多く、道途に打棄たる竹槍は簀の如く積み重ねて丘陵をなせり。

此の騒ぎに粕屋郡萩尾、酒殿（さかど）、新長者原（しんちょうじゃばる）辺の者五六名撃ち倒されたり。逃る乱勢は負傷者を肩に掛け、呼んで曰く。士族が斯くせり、官員がかうせりとて、群中を怒鳴廻り、一層憤激の色を加へたり。

此より少しく前に方（あた）り、三木史生（正）はいかなる風説を聞ての事なるや、西門橋防禦の一隊に告らく。妙見口に群集せし乱勢の内へ巨魁ありて、頬を包み長剱を帯、長槍を携へしものあり。孰（たれ）ぞ件（くだん）の者を生捕にすべきやとの詞に、其場に在りし岡部覚、吉留桂、岡沢三中等は議して曰く。

我々姿を窶（やつ）し、乱群に混入し件の巨魁に近附き討果すべしとて、各一刀を懐にし、深く頬を包み、尻引（から）げて西門口を出で、妙見松原に至りしに、山の神の前に於て**守田雪乎**（ゆきを）（第十三大区区長）の説諭せるに遭遇す。件の巨魁らしき者は那辺（いずこ）にあるやと問ふに、彼に在りとて招魂社の傍なる一群の勢を指示す。

岡部等は抜足差足潜みて其場に抵（いた）りしに、何ぞ図らん、巨魁と目差せしは其旧知たる粕屋郡上須恵村士族梶川競にてありし。競も亦た姿を乱徒に擬して説諭し、暴行を宥めしものにてありし。

岡部等は前の始末を物語り、互に一笑し、相伴ひて爰彼処（ここかしこ）に立入り、説得と鎮撫をなし、彼是時間を送ること二時間計り、曩に同行せし岡部、吉留等は何時しか其姿を見失ひ、幾何（いくばく）もなくして遽然銃声起り、数万の乱勢喚き叫んで崩れ立ちて、一波瀾を起すに及びしなりと。

【現代訳】

△時枝権典事、一揆勢を砲撃する

時枝権典事は旧福岡藩士で文武に秀でていた。特に会計に明るく、乱れに乱れた旧藩の会計整理に貢献した。その業績が評価され、地方政府の役人である権典事として会計事務を担当。旧藩士の中でも抜きんでた人物であった。

新政府に反抗した一揆勢が蜂起した時には、地方政府の役人である両参事に従い、鎮圧部隊を募り、食糧武器を調達し、各地を駆け廻り一揆勢の鎮圧にあたった。当初より断固砲撃して速やかに鎮圧すべきとの考えであったが、それは採用されなかった。その結果、各地では防御陣地を失い、政府側の士族隊の作戦も思うようにならなくなった。一揆勢は進出して博多に乱入する勢いとなり、それに耐えられなくなってきたことを見て強い憤り耐えられず、時枝権典事は箱崎第三大区庁舎において久野区長と戦況について相談した。一揆勢の勢力拡大に対し、もはや断固兵力を持って鎮圧するほか無いと、急遽県庁に帰り、水野参事に次のように詰め寄り言った。

一揆勢は既に箱崎口より乱入し、二股瀬（山口県萩市の離島）の防御が出来ないかもしれない。みすみす博多へ乱入を許し、県庁も陥れる勢いである。ここに至れば時枝権典事も断固死ぬ覚悟をした。このうえ水野参事も死を覚悟して断固臨機応変な処置をし、すべての鎮圧部隊の各隊全員に射撃をさせて、一揆勢の博多乱入を阻止することを速やかに決断して下さい。

水野参事は、発砲の事は中村用六氏に任せているため、時枝権典事には中村氏と協議して欲しいと言う。時枝権典事は水野参事のその回答に対し、いたずらに時間を費やせば一揆勢は博多に乱入するであろうことから、是非、水野参事が発砲の許可を出して得て欲しいとテーブルを叩いて命令状を請求した。

水野参事も時枝権典事の決意は、既に死を決しておりその談判は尋常では無いことを知り、奉書紙（公文書を書く紙）に水野参事自ら発砲命令状を書き、捺印し時枝権典事へ授けた。その文に書かれていた事は、

一揆勢ますます荒れ狂い、各地の出張官の説得にも応ぜず。北は箱崎、南は二股瀬以内にも乱入し、なお、とんでもない要求をし、激しく暴れる場合に至れば、やむを得ず非常手段で鎮圧の兵隊と協議して発砲して、軍隊の威力を以って鎮圧せよ。ただし、発砲は空砲にして一揆勢力を脅すにとどめ、実弾は鉄砲に込め無いよう注意せよ。

明治六年六月二〇日水野参事㊞

時枝権典事殿

時枝権典事は水野参事より命令状を受け取り、断固砲撃して一揆勢の意気を砕こうと博多西門口に到着する。二川権大属等と合流して作戦を練りつつ、西門橋を渡り妙見松原近くに進出した。その地域には岡部覚氏が率いる百名の士族隊が隊列を組み、防御していた。

その士族の一人は群がって来る一揆勢に分け入り、説得に当たったが、一揆勢の一部隊は狂乱状態で竹やりを振りかざし、荒れ狂い鬨の声（戦場での声）を挙げ迫ってくる。その一人の士族は退却が遅れ、果敢に戦うがあえなく竹やりに突かれ死んでしまう。この人は那珂郡平尾村柴田氏である。そこに待機していた士族隊も怖気づき、退却しようとしていた。

時枝権典事はこの状態を見て、もうこれまでと判断し、時枝権典事はその辺にいた一隊の兵士を指揮して一斉に発砲すると同時に、数十人の士族隊は刀を抜き、煙の中を進んでいった。砲声が轟き、剣がピカピカ光り、数万の一揆勢は不意を撃たれ蜘蛛の子を散らすかのごとく崩れて、踏み倒され蹴倒され、将棋倒しになり、追いまくられた。そのため負傷するものが極めて多くなり、道端に捨てられた竹やりが簀の子のように積み重さなり、まるで丘のような状態になった。

この騒ぎで粕屋郡萩尾、酒殿、新長者原の辺たりの者五～六名が打ち倒された。逃げる一揆勢は負傷者を肩に掛けながら、士族、官員がこの様にした、村中に怒鳴りまわり益々憤激した。

これより少し前に、三木史生（正）氏はこの様な風説を聞き、西門橋防御の一隊に告げた。妙見口に群集する一揆勢の中に巨魁がおり、顔を隠し長剣を腰に帯び長槍を持っている者がいる。誰かその者を生け捕りにしろとの言葉に、その場にいた岡部覚、吉留桂、岡沢三中等は相談して言った。

岡部等は姿を変えて一揆勢に混じり、この巨魁に近づき殺そうとした。皆あい口を懐に入れ、顔を厳重に隠して着物の尻をからげて捲り上げて西門口を出て、そして妙見松原に到着した。そこで山の神の前で**守田雪平**（第十三大区区長）が群衆

を説得している場面に遭遇する。あの巨魁らしき者はいずこに居ますかとの問いに、彼の居場所は招魂社のそばの群集の中にいると指した。

岡部等は抜き足差し足気づかれぬように音を立てずに隠れてその場に至るも、何のことはない巨魁と目指していたのは旧知の粕屋郡上須恵村士族梶川競氏であり、競氏も一揆勢の格好をして説得し暴挙を諌めていたものであった。

岡部等は前の出来事を話し、お互いに笑い皆であちこちの立ち入り、競氏と岡部等は戦いを止めるよう説得を二時間ほど行った。同行した岡部、吉留等はいつの間にか姿がわからなくなり、間もなく突然銃声が起こり、数万の一揆勢大声で叫び軍勢が崩れて逃げ出した。

同論文一七四頁（本書二四頁）に雪乎氏が記載されている。こちらは明治六年十一月に雪乎氏が第十三大区十六小区（堀口村）の戸長として「家床地願」を再び県庁へ提出した際のことが示されている。

「民撰議院」・「下院」での選挙権は、満二〇才以上の戸主で男子、被選挙権は満二五才以上男子とはされていたが、財産については規定されてはいなかった。

統治権（行政権）を握る天皇について、A案・B案とも「皇帝ハ国会ニ於テ国憲ト法律トヲ践守シ内国ノ安寧ヲ保護シ外国トノ和親ヲ保全スヘキノ誓ヲ述フヘシ」（B案九六条）、「皇帝ハ国憲ト法律トヲ践守シ内国ノ安寧ヲ保護シ外国トノ和親ヲ全存スヘキノ誓ヲ延（ママ）フヘシ」（A案九七条）としていた。

「国民及ヒ国民ノ権義」（A案）、「国民及国民ノ権」（B案）については、「法律ノ前ニ於テ同一ノ権」（A二九条）、「法律ニ於テ同一ノ権」（B三二条）とする規定のもとで、思想・信条の自由、言論・出版の自由、結社集会の自由を述べ、財産不可侵、「人身ノ自由」、「親書ノ秘密ハ侵スヘカラス」と規定し、特長的なことは、教育と信教の自由を述べていた。「学校教授ハ自由ナリトス」（B四二条）、「学科及教授ハ自由ナリトス」（A四〇条）と。

三、復権同盟と部落解放の課題

自由民権運動の最もすぐれた理論家であり、最高の指導者であった植木枝盛は、一八七九（明治一二）年一～三月にかけて福岡を中心にしての九州オルグに来て、このオルグの過程で、枝盛の最も代表的著作である『民権自由論』を書き、福岡の集文堂からこの年の四月に刊行していた。この著作は福岡でたちどころに売れつくし、六月には大阪でその第二版が刊行されていた。

この『民権自由論』では、「日本の御百姓様、日本の御商人様」などとともに「お乳母様、新平民様共、御一統に申し上げまする」として、「がんらいあなたがたの自由の権利は、なかなかいのちよりも重きものにて、自由がなければ生きても詮ないと申すほどのものでござる」と主張して「民権自由」を説いていた。被差別部落の人たちもこの植木枝盛の『民権自由論』には共鳴していた。深い関心をいだきつつ読み進めていた。

「復権同盟」は、自由民権運動に呼応して生み出された部落民の自由民権政社とでもいうべき結社であり、水平社の先駆的結社であったということも出来る。その結成は、自由民権運動の高まりをみせた一八八一（明治一四）年一一月であった。

この時期の自由民権運動は、不平士族的・士族救済的民権運動から脱皮して、広範な民衆と結びつき、農民層をその中核母体として農村地帯にむけて運動が展開していった段階であった。この復権同盟結成を前にして、同年五月には九州の自由民権運動の大同団結を企てた自由党の別働隊としての九州改進党が結成され運動が展開されていた。

「四民平等ノ権利ヲ復スル自由ヲ与エラレタ」る以上は、その「復権ノ実効ヲ奏セン」ことを期しての復権同盟の結成は、九州改進党の動きに呼応しての九州地方の被差別部落民の大同団結であり、明治政府の「解放令」（明治四年八月太政官布告）によっては解放されなかった人々の立場に立っての自由と平等の実現をめざす結社と運動であった。

この復権同盟は、島津覚念（福岡県那珂郡松園村）、松田太平次（同郡豊富村）、小川順蔵（御井郡東久留米村）の三人が総代となり、福岡県一四名・熊本県七名・大分県二名からなる発起人をもって結成され、「復権同盟結成事務局」は博多・久留米・熊本・日田の四か所におかれ、やがて「復権会社」を創設して、部落解放運動の全国的組織を生み出していくという構想をもっていた。

「復権会社ノ事業ノ目的並ニ規則ヲ確立」するために、大阪において全国大会を開く予定となっていた。大阪とは、かつての渡辺村、いわゆる大阪の「部落」の中心地である西成郡西浜町（大阪市浪速区浪速町）に拠点をすえて、全国的に運動を展開しようとしたものであった。土佐立志社から大阪での愛国社、ひいては国会期成同盟への発展移行をみての構想であった。それは筑前共愛公衆会として、一八七九（明治一二）年に発足した筑前の民権政社による筑前州民会としての筑前共愛会となり、やがては共愛会として全国的展開を指向していたのにも符合していた。

また「復権同盟結社規則」は、「筑前共愛公衆会結合法」にも類似していた。「復権同盟」の組織は、一～二村をもって小部とし、小部を適当に合せて大部とし、それぞれ小部長・大部長によって統括することにしていた。その会議は、小部には小会、大部には大会としてもたれ、その議事議決は、民主的手続を踏んで出席議員の過半数によって採択することにしていた。

この復権同盟の創立宣言とでもいうべき、「復権同盟結合規則」の「緒言」では、「我曹既ニ穢多ノ醜称ヲ脱シ得タリト雖トモ、之ニ代ルニ新民ノ名称ヲ以テシテ而テ人民ト区別セラレ、他ノ人民ノ我曹ヲ蔑視凌辱スル事昔ニ異ナルナキ」現状のもとで、その「復権」の目的を遂行するために、「塵モ積レハ大山ト為リ、針ヲ合スレハ巨棒トナル」ように「衆力ヲ合テ一団タラシムル」ことをねらっての組織化であることを主張していた。この復権同盟は、自由民権運動が弾圧によって押えつけられるもとで、その目的を達することは出来なかったが、水平社の前身としての輝ける足跡であった。自治へのすぐれた要求であった。

この復権同盟の組織化に当って、指導的役割を果したのは福岡県那珂郡の豊富村と松園村（現福岡市）の部落であった。この二つの部落は、「解放令」が発布された時期は、「堀口村」、「辻村」と呼ばれていた。「堀口村」を「豊富村」に、「辻村」を「松園村」に改称するのは一八七四（明治七）年のことであった。それは江戸時代以降、「堀口村」・「辻村」は「穢多村」として差別されてきた村名であるので、かつては「豊富村」・「松園村」という名称であったからその村名に変更したいと福岡県に申請してその認可を得て村名を変更していた(5)。

この堀口村は「解放令」が出されると、いち早くその解放運動に、実に積極的にとり組んでいった部落であった。「解放令」が発布されたその年の一一月に居住地拡大のたたかいに乗り出していた(6)。「明治四年辛未十一月」の日付をもって、「那珂郡堀口村庄屋組頭乍恐奉願上」として「御県庁御中」へ差出した文書では、「村中家数三百拾軒、竈数四百余ニ而、家居建混ミ合申候間、万一非常等之節可逃出場所無御座」として訴えていた。それは村内には少しも空地がなく「家宅地」手狭という事情にあった。ここに連署・捺印した庄屋は梅津保三郎、組頭は梅津徳七・中富

永三・曽根重作・野田伝三郎・梅津良三郎・松田磯六・福冨利八らであり、そのメンバーはさきの「復権同盟」の発起人メンバーでもあった。この「願上」書には、「諸藤村大庄屋藤井伊八郎」も「同村之儀ハ、多人数相暮居申候処家床地手挟(狭カ)ニ御座候間、難渋仕居申ニ付、御見分之上救之地所家床御免被仰付為下候様奉願候」と書き添えていた。この居住地拡大の願出は、同じメンバーによる連署・捺印と大庄屋・藤井伊八郎の添書で、「明治五年申正月」と「壬申八月」の日付をもって提出されていた。その結果、一八七三（明治六）年六月一五日に、「石堂橋際用地ヲ除ク外ハ」官有林を払い下げするので、「本月廿五日迄ニ可致入札候、落札之上家床地ニ致度候ハヽ、区・戸長立会、詳明図相整」えて「更ニ願出候事」と旧福岡県の水野参事・団権参事名で「明治六年六月十五日」付で回答されていた。

ところがこの時期、この県庁の回答文書が出された翌日の六月一六日に田川で農民一揆が起され「新政反対一揆」としての性格を強めながら筑豊地帯を席巻し、博多に入り、県庁襲撃への参加を堀口村に要請したが、かかる事情にあったのでこれを拒否したことから同村と辻村は六月二〇日に焼打ちにあっていた。願書にあるような事情であったので、火を放ったところ一挙に燃えあがってそのほとんどが焼失していた(7)。この時期は県令・有栖川熾仁が去り、その後任の沢簡徳も去っての県令不在の時期であった。

そこで「明治六年十一月」になって再び「家床地願」を提出していた。この願書では、

当村之儀者、四百余之戸数ニ而人員千七百余御座候処、家床地極々手挟(狭カ)ニ而、其為炎暑之砌ハ病害ヲ醸候儀不尠、甚難渋仕候ニ付、去ル明治四年辛未十一月、村続堅粕村抱官林之内ニ而家床地御願申上、其末再願も申上候処、官林御払下之儀被仰出候儀ニ付、開墾手続ヲ以願出候様御指令ニ而当六月一ト先御指下ニ相成居候折柄、党民暴動之節放火被致家屋間密ニ付一時三百九十戸も焼亡仕、何れも必至与難渋仕居申候折柄、早速御救助米ヲも被仰付、木屋掛料ヲも拝借被仰付、御慈悲ヲ以哉兎角生活仕居申候、

と述べつつ「家床地」拡大を要求していた。この時期は大区・小区制施行の時期であり、「堀口村」は「第十三大区

十六小区」となっていた。この「家床地願」は、「福岡県令立木兼善」宛に差出したものであり、これに署名捺印したものは、「村総代」として高松常吉・藤川泰吉、それに同村保長として、松田儀三郎・梅津徳七・梅津良三郎・福富利八・梅津保三郎であった。そして「願之通宜舗御採用被仰付度」と添書したのは、戸長・守田雪乎と副戸長・安武仁三郎であった。

この運動によって堀口村の居住地拡大は認可されることになったが、すべてのものにその配分することが出来なかったので、「明治八年二月」になって、「多人数ニ而配分行届不申」として第二次の居住地拡大を要求した「官床地願」を「福岡県令・渡辺清」に提出してその目的を達成していた。この時は「堀口村」は「豊富村」に変わっていた。

なおこの堀口村では「学制」が発布されると同時に小学校設立の運動をおこしてその目的も達成していたことも付記しておく。またこのたたかいを組んだこの地域は、「復権同盟」をへてやがて水平運動の中核部隊になったことも付記しておかねばならない。

堀口村を改称したこの豊富村は、一八八九（明治二二）年の町村合併によって金平村・堅粕村字塔ノ後の合併によって豊平村となっていた。この合併は、一八八八（明治二一）年六月一三日の「内務大臣訓令」による「町村合併標準」の「大凡三百戸乃至五百戸乃以テ標準」とし、「独立自治ニ耐エル資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町村タラシメザルベカラズ」とするところにあり、「町村制」第四条では、「町村ノ資力、法律上ノ義務ヲ負担スルニ堪エズ、又ハ公益上ノ必要アルトキハ関係者ノ異議ニ拘ラズ、町村ヲ合併シ、又ハ其ノ境界ヲ変更スルコトアルベシ」としていた。これは徴税・徴兵・教育・衛生・土木事業などの「国政委任事務に耐えうる町村の編成」にあった(8)。天皇制地域支配の有力な施策であった。「明治二十二年町村合併調査」(9)によると、那珂郡の郡長の合併方針は、堅粕村・馬出村・金平村・豊富村の四か村の合併であったが、堅粕村・馬出村の反対でその実現は出来なかった。一般村による合併の敬遠であった。この「合併調書」では、

堅粕、馬出ノ人民ニ於テ、外二村ト合スルヲ好マザルニ付、従来戸長所轄区域モ、右四カ村ハ二所轄ニ分レタリ、

と記している。なお辻村を改称した松園村は、西堅粕村・比恵村などと合併して堅粕村になっていた。

合併時の金平村の田・畑・人口は、一三町、一二町、六二一人（一一四戸）で、豊富村は、田地五町・畑地二町の耕地しかなく、人口は二三三一人（三八六戸）を数えていた。従って履物類の生産とその販売にそのほとんどのものがそこに生業を求めていた。

註

(1) 天皇制絶対主義、絶対主義的天皇制の規定は、中村政則「天皇制国家と地方支配」（II—78）の「国家論」の概念規定による。

(2) 福井純子「筑前民権運動についての一考察」（『立命館史学』第一号）、石瀧豊美『玄洋社発掘』（西日本新聞社、一九八一年）、「小野隆介年譜」（内野冨士雄『小野隆介碑誌』〈稿本〉所収）、拙著『自由民権運動と九州地方——九州改進党の史的研究——』（I—27）等参照。

(3) 「大日本国憲法大略見込書」（筑前共愛会、一八八〇年二月）の冒頭に付した「報告」による。筑前共愛会第二期会の事情については、郡利記録の「筑前共愛公衆会第弐期会議按之緒論及決議」（国立国会図書館憲政資料室『憲政史編纂会文書』四一六号）。この文書は、福岡県三池郡高田町江浦の自由民権運動で活躍した「永江純一文書」（永江家所蔵）の中にあることも判明した。「筑前共愛会」は正式には「筑前共愛公衆会」であった。そして愛国社第四回大会直後の一八八〇（明治一三）年四月の筑前共愛会第三期会で、「筑前」を削除して「共愛会」としていた。この理由は、『近事評論』（一八八〇年五月二三日号）によると、「弘ク全国ノ同志ト団結スルコト」をねらってのものであった。『郵便報知新聞』（一八八〇年一〇月二一日号）では、「筑前の共愛会は先に地方人民の団結を以て、本年一一月、日本大会を東京に開かんことを企て」ていると報じていた。

「筑前共愛公衆会第弐期会議按之緒論及決議」（一八八〇年二月一七日）によると、この筑前共愛会の性格について、

抑我共愛公衆会ハ実ニ筑前人民公衆ノ結合スル所ニシテ有志社会ノ結合ニ非サル也。故ニ其人民共同事ヲ謀ルノ道ヲ踏ムニ於テハ其官吏タリ、其平民タルヲ問ハス、苟モ筑前人民ノ分ニ出ル者ハ但ニ此ノ結合ノ範囲ニアル可キモノト

ス。

としていた。そしてその目的は国会開設、条約改正の目的を達成して、「人民ノ知識ヲ拡充」し、「民人ノ財利ヲ弘通」することをねらってのものであり、「教育殖産ノ事」をその重点政策にしていた。この筑前共愛会は筑前の全人民の代表をもって開会することにしていた。

この第二期会で決定した予算をみると、一八八〇年一月の「現戸八万戸分」で「四、八〇〇円」を計上しており、事務局の給料は月額で、本部長二〇円、副部長一五円、書記（一名）八円、使夫（一名）四円であった。第二期会で選出した連合本部長は郡利、副部長は中村耕介であり、東京出張外交委員には箱田六輔、大阪出張外交委員に林斧介が選出されていた。そして議長には箱田六輔、副議長に多田作兵衛を選出していた。また憲法見込審査委員には、中村耕介、香月恕経・南川正雄・林斧介・岸原鴻太郎を当てていた。各郡選出の委員を承認していた。なお、この第二期会での決議事項の主なものは、「議按ノ結論」（原案可決）――さきの「共愛会の性格」でのべたもの――「結合法改正」（修正可決）、「費額予算」（修正可決）、「東京及諸方遊説派遣」（修正可決）、「憲法草按審査」（原案可決）、「臨時議案」とする「倹約論緒論」については、「大意可決細目ハ后会ニ譲ル」として処理していた。さきにもふれた同年一一月に「東京に於て全国の大会を催し、全国共愛会を興す」ことを決議しており、そのための予算として、「日本大会議費」の費目で二、〇〇〇円を計上可決していた。筑前共愛会の「国会開設ニ付建言書」と「条約改正ニ付建言書」を「福岡県下筑前国壱区拾五郡九百三十三町村民衆委員タル同国福岡区福岡士族郡利以下六十四人ノ代理トシテ同委員同国志摩郡前原村士族南川正雄早良郡鳥飼村平民箱田六輔ノ二名東上シ謹テ上言ス」として「元老院議長有栖川熾仁殿」宛に「明治十二年十二月」の日付で、翌年一月に提出した。第三節で論述する復権同盟の関係する豊富村（旧堀口村）、松園村（旧辻村）の所属する那珂郡からは、「那珂郡七拾箇村人民総代委員」として、阿部武三郎（士・高宮村）、安永三吉（士・松木村）、荻野篤（平・後野村）、森新三（士・泉村）、末永環（士・今泉村）が署名していた。

なお憲法見込審査委員の岸原鴻太郎は、一八八三（明治一六）年には代言人（弁護士）の免許を取得していた。一八七九（明治一二）年に代言人になった者には、北川貞彦と奥村貞がおり、奥村は向陽社の代言局・法律研究所の指導に当っていた人物であった。北川は土佐の出身で、「日本国憲法見込案」の起草者でもあった（外崎光広『土佐の自由民権』高知市民図書館、一九八四年）。福岡の自由民権家の庄野金十郎・今村高・吉田鞆次郎・大庭弘・郡利・平岡浩太郎も代言

人であった。（奥平昌洪『日本弁護士史』厳南堂、一九一三年、拙稿「自由民権と代言社」〈『日本近代史研究』第六号〉、『福岡県弁護士会史』下巻、福岡県弁護士会、一九八九年、等参照）。

(4) 筑前共愛会の「大日本国憲法大略見込書」および「大日本帝国憲法概略見込書」は、原本は玄洋社所蔵・写本国立国会図書館憲政資料室所蔵のもので、家永三郎・松永昌三・江村栄一『明治前期の憲法構想』（福村出版、一九六七年）による。

B案の「大日本帝国憲法概略見込書」の起草は、家永らの『明治前期の憲法構想』では、「明治十三年二月頃」としている。この「甲号・乙号」の表紙裏面に、「他不完全ノケ処（箇所）アルベシ、調査ヲ要ス。憲法見込書甲号・乙号トモ吾国体ニ対シ不穏当ノ文（案）有リ、宜シク考思スベシ、国会開設建言書ニ至リテモ亦然リ」と朱書されていた。郡利の朱書であろうが、「国体」問題を考慮してB案を起草したことがわかる。A案にはなかった「国体」について、B案ではその第一条で、「大日本ノ国体ハ皇太神ノ神孫タル無姓ノ皇統即チ今上□□皇帝ノ系統ヲ椎尊（推カ）シ万世不易ニ皇位ヲ伝ヘ如何ナル時変（ヲ）ニ由ルモ冒姓ノ臣民タルモノ此宝祚ヲ侵ス丁ヲ得ス」としていた。玄洋社として保守化する源流をここに求めることも出来る。

(5) 復権同盟については拙著『解放令と部落問題――復権同盟の歴史的研究――』（I―25）で詳論しておいたので参照されたい。

(6) 福岡県那珂郡堀口村の居住地拡大に関する史料は、松崎文庫・楳屋文書による。

(7) 堀口村・辻村に近い那珂郡住吉村の神官、横田除の記録する「横田除日記」（『横田豊家文書』）は、当時のこの地方の事情を詳しく記述している。同「日記」の「明治五年三月十一日」の条には、「辻村江兵隊何某」が「手習師匠ニ入込候由専風説」であったが、「今夕仁平母咄ニ愈実事ノ由」と記し、やがてその「姓名モ可分ル」と記すその条には、「斯ル時勢トハ成果候へ共従来ノ為士身分ヲ以人力車ヲ引、或ハ穢多村江入込様実ニ人外共可云ニ哉」とも記していた。同年「三月廿八日」の条には福岡・博多の「両市中」にも東京同様に人力車が増加し、人力車を引くものに「士族ノ人モ出候」、「先般花見ノ節、堀口村ノ穢多ト不知石堂橋迄一貫文ニ而乗セ候由、其引手ハ士族也シトノ風説専ニ而候得共全ノ虚説可成候」と記し、「明治四年十二月四日」の条には、「今般穢多非人共ヲ平民ニ入籍ト申ニ相成候ゟ平人一統ノ迷惑」と記す、いわゆる「解放令」反対論者としての意見・考察であった。

こちらは、前出の論文で記されている雪乎氏が戸長の立場で県庁に再提出した実際の書面の内容を示している史料である。

五六　堀口村から居住地拡張願いを再々度提出　明治六・一一・一

（『楳屋文書』四八五）

家床地願

当村之儀者四百余之戸数ニ而、人員千七百余御座候処、家床地極々手挟（狭）ニ而、其為炎暑之砌ハ病害ヲ醸候儀不尠、甚難渋仕候ニ付、去ル明治四年未十一月、村続堅粕村抱官林之内ニ而家床地御願申上、其末再願も申上候処、官林御払下之儀被仰出候ニ付、開墾手続ヲ以願出候様御指令ニ而、当六月一ト先御指下ニ相成居候折柄、党民暴動之節放火被致、家屋周密ニ付、一時三百九十戸も焼亡仕、何れも必至与難渋仕居申候折柄、早速御救助米ヲも被仰付、木屋掛料ヲも拝借被仰付、御慈悲ヲ以兎哉角生活仕居申候、然ニ畢竟家床地手挟（狭）ら前件之次第ニ立至り、実ニ難ケ敷次第ニ御座候、就而者別紙絵図面之通、家床地乍恐再々願仕候、勿論地税建込松木税金等ハ、御法之通急度相守可申上候、実ニ難渋之情実御憐察被仰付、出格之御詮儀ヲ以願之通御採用被仰付度、左候ハヽ、御蔭ヲ以商業之者ハ表通リ出店仕、村中一和ニ申合、大難之末先々生活之道相立候様励精仕度、此段偏ニ奉歎願候也

松木三百弐拾壱本　（但、目通リ壱尺廻リら三尺六寸廻リ迄）

〆

第十三大区十六小区堀口村
村惣代
高松常吉㊞
同　藤川泰吉㊞
同村保長
松田儀三郎㊞
同　梅津徳七㊞
同　梅津良三郎㊞
同　福冨利八㊞
同　梅津保三郎㊞

明治六年十一月

福岡県令立木兼善殿

前条之趣、願之通宜鋪御採用被仰付度奉願候也

同年同月同日

戸長　守田雪乎㊞
副戸長　安武仁三郎㊞

【史料五】詳説福岡県議会史　明治編上巻（編集／福岡県議会事務局　出版／福岡県議会　一九五二年七月三一日）

雪乎氏が三十代半ばに福岡県議員に出馬し、第八大区の議員の一人として選出されたことを示す史料である。

県会議員選挙及議員氏名（明治二十三年迄）

明治十年縣會議員選擧

明治十年六月以後數月に渉り、全県下一齊に大小区会の成立を見、続いて議員選挙を施行す。議員は県会仮規則に拠り、一大区三名を選挙す。当時県内は十九大区であつた。

選出議員　五十七名

員外議員　二十六名

員外議員とは、後の参与員に相当するもの。

選出区	氏名	事故			
筑前国第一大区	小野新路		〃	葛城台蔵	
〃	県選		〃	古野伊作	
〃	諏訪楯本		〃第四大区	有吉長平	
〃第二大区	小林作五郎	利気依願解職補欠　長崎与平次	〃	佐藤昂十郎	官員ニ採用ノカメ失格補欠　伊藤陶作
〃	田代巻二郎		〃	土師武貞	
〃	箱田重六		〃第五大区	占部三折	
〃第三大区	石松三次郎		〃	石井与一郎	
			〃	船津善次郎	

筑前国第六大区	清水安之助	
〃	大村善三	
〃	林辰七	
第七大区	山田正修	
〃	土方勝良	
〃	原田種忠	
第八大区	守田雪乎	
〃	吉村彦臣	
〃	清水蔀三	
第九大区	南川正雄	幹事
〃	由比五八	官員ニ採用ノ為失格補欠
〃	鎌田清五郎	光岡益蔵
筑後国第一調所	堀江三尚	幹事
〃	姉川行道	区長拜命ニ付失格補欠
		鐘山直次
〃	川村作摩	病気並非戸主ノ為失格補欠
		山本実
第二調所	佐々木才介	戸長拜命ニ付失格補欠
		後藤完二
〃	熊本謹蔵	官員ニ採用ノ為失格補欠
〃	北原篤一	柿貫寅雄
筑後国第三調所	十時一郎	区長拜命ニ付幹事失格補欠
〃	吉田孫一郎	立花親英
〃	井手三十郎	
第四調所	太田維精	官員ニ採用ノ為失格補欠
〃	稲崎千之	山川誠之
〃	立花弘樹	
第五調所	池辺三郎	依願解職欠
〃	矢賀部清吾	本庄武八郎
〃	木下勘助	
第六調所	林田守臨	調戸長拜命ニ付失格補欠
〃	永松伝次郎	岡野鐘之丞
〃	永松実之	
豊前国第一大区	三宅道俞	依願解職
〃	平井淳蔵	
〃	広吉治助	
第二大区	植木直次郎	調戸長拜命ニ付失格補欠
〃	山本治九郎	香月則親
〃	宮久田虎次	

豐前国第三、四大区	松島一郎	病気依願解職
〃	岡田楽三	
〃	秋満慎吾	
〃 第五、六大区	石川厳太	
〃	高橋庄蔵	
〃	松尾文三郎	

員外議員（二十六名）

官職名	氏名	備考
一等属	法貴発	
二等警部	萩原汎愛	
三等属	中屋重道	
六等属	荒木元	
〃	今村前正	
〃	牧卜渥	幹事
八等	上野八太郎	
筑前国第一大区長	中上万	
筑前国第二大区長	柳瀬寛一	
〃 第三大区長 第一小区長	渥武貞次	
〃 第四大区長	麗取甚橘	
〃 第五大区長	久野寂也	
〃 第六大区長	松本潛	
〃 第七大区長	小河久四郎	
〃 第八大区長代理 第一小区戸長	川上尚一	
〃 第九大区長	津田武右衛門	
筑後国第一調所区長代理 第二長所戸長	山田義臣	
〃 第二調所区長	鮏川行道	
〃 第三調所区長	立花親信	
〃 第四調所区長	横枕覚助	
〃 第五調所区長	十時嵩	
〃 第六調所区長	左々木碧之丞	
豐前国第一大区長	津田準寧	
〃 第二大区長	垂野里七	
〃 第三、四大区長代理 第一小区戸長	高橋永種	
〃 第五、六大区長	加藤海蔵	

【史料六】水野疎梅と福岡の碑誌（著者／横田恭三　跡見学園女子大学文学部紀要　第三六号　二〇〇三年三月十五日）

水野疎梅（一八六四～一九二一）の名は元直、字は簡卿、疎梅と号した。疎梅は明治四四年（一九一一）辛亥革命勃発のさなか、上海に難を逃れていた楊守敬に四ヶ月間、師事し、『学書邇言』と『隣蘇老人年譜』の二稿本を筆写したものを持ち帰った。楊守敬亡き後、呉昌碩・王一亭らと詩・書・画を通じた交流を重ねたことが、彼の遺編『疎梅詩存』や呉昌碩『缶廬集』などから窺える。

疎梅の日本における活動については、今日まであまり知られていなかった。しかし、昭和四年に刊行された同誌の記録によって、疎梅の出身地である福岡県内には、彼の撰文になるものや、あるいは撰文と揮毫の両方を手掛けた碑誌が五基制作されていることがわかった。調査の結果、五基中四基が現存していた。書体はいずれも楷書であるが、その書風には大きな相違があり、楊守敬の影響が色濃く反映されたものと考えられる。本史料は、実地調査できた碑文と『福岡県碑誌』とを対照しながら、疎梅が関係した経緯などを探り、さらにこれらの碑誌に刻まれた疎梅の書風がどのようなものであったかを考察するものとなっている。

跡見学園女子大学文学部紀要　第三十六号（二〇〇三年三月十五日）

水野疎梅と福岡の碑誌

横田恭三

要旨

水野疎梅（一八六四～一九二一）の名は元直、字は簡卿、疎梅と号した。疎梅は、明治四四年（一九一一）辛亥革命勃発のさなか、上海に難を逃れていた楊守敬に四ヶ月の間師事し、『学書邇言』と『隣蘇老人年譜』の二稿本を筆写したものを持ち帰った。楊守敬亡き後、呉昌碩・王一亭らと詩・書・画を通じた交流を重ねたことが、彼の遺編『疎梅詩存』や呉昌碩『缶廬集』などから窺える。が、疎梅の日本における活動については、今日まであまり知られていなかった。

昭和四年に刊行された『福岡県碑誌』の記録によって、疎梅の出身地である福岡県内には、彼の撰文になるものや、あるいは撰文と揮毫の両方を手掛けた碑誌が五基制作されていることがわかった。調査の結果、五基中四基が現存していた。書体はいずれも楷書であるが、その書風には大きな相違があり、楊守敬の影響が色濃く反映されたものと考えられる。本稿では、今回実地調査できた碑文と『福岡県碑誌』とを対照しながら、疎梅が関係した経緯などを探り、さらにこれらの碑誌に刻まれた疎梅の書風がどのようなものであったかを考察する。

はじめに

水野疎梅は、明治四四年（一九一一）辛亥革命による戦火のさなか、上海で楊守敬と交流を持ち、『学書邇言』と『隣蘇老人年譜』の二稿本を筆写したものを持ち帰った人として名がある。楊守敬亡き後、呉昌碩・王一亭らと詩・書・画を通じた交流を重ねたことが、彼の遺編『疎梅詩存』や呉昌碩『缶廬集』などから窺える。この間の事情については、拙稿「楊守敬と水野疎梅」あるいは「水野疎梅とその交遊」ですでに紹介した。[1] ここでは水野疎梅の概略だけを簡単に述べておこう。

水野疎梅（一八六四～一九二一）の名は元直、字は簡卿、疎梅と号した。家は福岡藩の臣で、文武を兼ね備えた家柄であったが、五歳の時、明治維新に遭遇し、その生活は一変した。かれの遺編『疎梅詩存』の「自述」には「ああ、時運は変遷して封建を廃す。剣を売り牛を買い僻村に移る。書剣を放擲し農桑を事とす。一家の生計また安からず。維新の初め、旧習を掃い、西洋文物すべて崇尊す。蟹行書また鴃舌の語、これを諳んずる者は高官に挺んでらる。世人は孔孟の教えを蔑視し、悉く其の末に走り、其の根を忘る。発憤して我先聖の道を講ず。忠孝節義、面門に立つ。我道を行くに一人自立す。富貴貧賤、何ぞ論ずるに足らん。」と、農事に転向せざるを得なくなった情勢を憂え、西洋一辺倒の世相に対して警鐘を鳴らし、自己の執るべき方向を見定めているように読みとれる。

疎梅の青年期は、西南の役や明治一四年の政変を経て自由民権運動が展開されたり、一八八五年の内閣制度の制定、一八八九年の大日本帝国憲法の発布に始まる立憲政治の展開など、政治史上激動の時代であった。このような情勢の中、疎梅は玄洋社の門をたたいた。玄洋社とは、明治維新で没落した福岡藩旧士族が立ち上げた結社で、大アジア主義を唱えて大陸進出を目論み、政策より一歩先んじて朝鮮・中国を探索し、時には義軍を結成して軍隊を支援するなど政府の外交政策に先鞭を付ける役割を果たした。社員となった疎梅は、時には韓国政府の顧問として招聘され、当時の大官要人とも接触を持った。玄洋社の全盛時代は五〇〇余名の社員を擁していたが、この中には「詩人もいれば歌人もいる。筆に堪能な人もいて、反面から見れば、またかえって風流である。」という。[2] 疎梅の政治活動における際だった業績はほとんど見あたらず、どちらかといえばこの種の風流人に属するものであろう。ただ、社内では筆に堪能であることから書記の担当を命ぜられ、『稿本玄洋社社史』を書き残している事実がある。[3]

河井荃廬は水野疎梅の書について、画に讃をする時は呉昌碩の字になり、字だけを書く時は楊守敬風の字になることを指摘し、「水野式の字を書く様にしたらどうか」と勧めたという。また一方で、「楊守敬風で、風韻のある字でした」とも述べている。[4] 疎梅の書を拙稿「水野疎梅とその交遊」で二点紹介したが、一点は一行の横披、もう一点は縦三行の条幅であった。いずれも行書で書かれたもので、どちらかといえば楊守敬風の用筆が窺える。

本稿では、福岡県内に現存する水野疎梅の撰・書になる碑誌を実地調

査し、その碑文と『福岡県碑誌』の記録とを対照して、疎梅が関係した経緯などを探り、さらにこれらの碑誌に刻まれた疎梅の書風がどのようなものであったかを考察することにする。(5) なお、本稿で用いる年月日は、すべて新暦で統一するよう努めた。

一、福岡に現存する水野疎梅の選もしくは書になる碑誌

調査対象の碑誌は次の通りである。碑誌名は『福岡県碑誌』に従った。

	碑誌名	建碑年	撰・書	所在地	備考
1	守田雪乎碑	明治四一年一一月	撰・書	福岡市南区大橋一丁目	守田夫人碑と併置
2	倉八隣墓誌	明治四四年七月	撰・書	福岡市今川二丁目	
3	林遠里碑	明治四五年一月	撰	福岡市早良区重留四丁目	
4	大城谷桂樵碑	大正四年四月	撰	太宰府市三条一丁目	
5	夏脇岩與墓誌	明治三九年三月以降	撰	不明	

調査した結果、五基中四基の存在を確認できた。以下、順に碑文・読み下し文・私見等を述べる。なお、No.5の夏脇岩與墓誌は福岡市内にある安国寺の墓地に本来あったものであるが、昭和三〇年代に墓地が駐車場に転用されて以来、墓誌の所在は不明となったままである。よって、以下に記述する碑文と読み下し文からは除外した。

1　守田雪乎碑

福岡市南区にある大橋駅（西鉄大牟田線）から徒歩四、五分のところにある守田ビルの敷地内東側に位置する。この碑は三段の台座の上に高さ約一六五㎝、幅六五㎝の碑身が載せられている。題額は当時福岡県知事であった寺原長輝が揮毫したもので、「守田先生之碑」六字を行書三行に陰刻し、金泥が施されている。碑文は一五行、満行三〇字。

〈碑文〉

守田先生既歿之翌年、門生胥謀将建碑而報師恩。来請余文。善哉此挙也、輓近通観師弟之情誼、動輒有薄似紙者。余常慨歎焉。今也聞此美挙、不辞不文而諾之者、以喜道義未堕地也。

先生諱一徳、称雪乎。福岡藩士。考讃井久。妣讃井氏。以天保十三年正月廿三日、生于江戸赤坂溜池。既長兼修文武、有所造詣。万延元年五月、出嗣守田氏。先生資性温厚謹直、寔有古人之風。按先生閲歴、或為藩吏、或為県官、或為郡書記、或為戸長、数十年間、至誠一貫、竭力其職、頗有令聞。屢受褒賞。明治十七年六月辞職、晴耕雨読、悠悠自適。先生曽語夫人曰、馬齢已老、無涓涘(ケイ)以報国家、我深憾之。雖然精力聊存、欲開村塾教徒。卿亦体我意、可集児女授縫針之技。夫人曰、惟命惟従。自是先生講経書於村塾、夫人教縫針於家庭。乞教者至数百人、村塾家庭、雍雍熙熙、郷党無不咸慕其徳者。明治四十年十月廿四日、先生病歿。行年六十六。門生輓柩皆慟。葬住吉村共同墓地。夫人守田氏、名政、尚健在。男鉄太郎嗣家。嗚呼、如諄諄教而不倦先生、天下果有幾人。門生建碑之挙、豈偶然哉。世之為師為弟者、立此碑前、必有猛所省。

守田雪乎碑（右側・左はその夫人の碑）

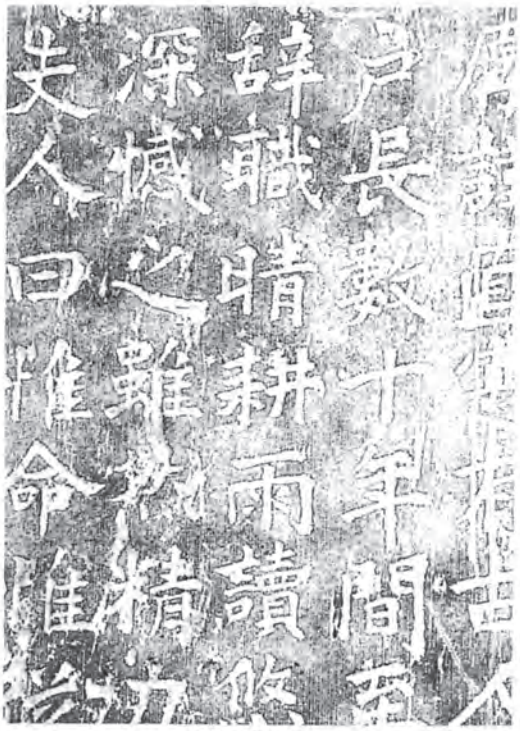

守田雪乎碑

福岡県知事正四位勲二等　寺原長輝題額

明治四十一年十一月

水野疎梅撰并書

〈読み下し文〉

守田先生既に歿するの翌年、門生胥ひ謀りて将に碑を建て師の恩に報いんとす。来りて余の文を請ふ。善なる哉此の挙や、輓近師弟の情誼を通観するに、動もすれば輙ち薄きこと紙に似たるもの有り。余 常に焉を慨歎す。今や此の美挙あるを聞き、不文なるを辞せずして之を諾するは、道義の未だ地に墜ちざるを喜ぶを以てなり。

先生の諱は一徳、雪乎と称す。福岡藩士。考は讃井久。妣は讃井氏。天保十三年正月廿三日を以て、江戸赤坂溜池に生まる。既に長じて文武

を兼修し、造詣する所有り。万延元年五月、出て守田氏を嗣ぐ。先生の資性は温厚謹直にして、寔に古人の風有り。先生の閲歴を按ずるに、或は藩吏と為り、或は県官と為り、或は郡書記と為り、或は戸長と為り、数十年間、至誠一貫、力を其の職に竭し、頗る令聞有り。屢しば褒賞を受く。明治十七年六月職を辞し、晴耕雨読、悠々自適す。先生曾て夫人に語りて曰く、馬齢已に老い、涓埃以て国家に報ずる無し、我深く之を憾む。然ると雖も精力聊か存するあれば、村塾を開きて徒に教えむと欲す。卿も亦た我が意を体し、児女を集めて縫針の技を授く可しと。夫人曰く、惟れ命惟れ従ふと。是れより先生は経書を村塾に於いて講じ、夫人は縫針を家庭に於いて教ふ。教へを乞ふ者数百人に至り、村塾・家庭、雍々熙々、郷党　咸其の徳を慕わざる者無し。明治四十年十月廿四日、先生病みて歿す。行年六十六。門生柩を輓きて皆慟く。住吉村共同墓地に葬る。夫人は守田氏、名は政、尚ほ健在なり。男鉄太郎家を嗣ぐ。嗚呼、諄々教へて倦まざる先生の如きは、天下に果して幾人か有らん。門生建碑の挙、豈に偶然ならんや。世の師為り弟為る者、此の碑前に立ちて、必ず猛省せる所有らん。

福岡県知事正四位勲二等　寺原長輝題額　　水野疎梅　撰并びに書

明治四十一年十一月

碑文によれば、守田雪乎は福岡藩の士族で、天保一三年（一八四二）に江戸の赤坂に生まれた。県の役人、郡役所の書記官などの公職で職責を果たし、退職後は学問を村塾で教え、その夫人も子女に裁縫を教えた。守田雪乎が没した翌年（明治四一年）、門人が相談して建碑を計画し、水野疎梅に撰文ならびに揮毫を請うたものである。疎梅はこの師弟の美挙に感銘を受け、筆を執ったものであり、没後一年ほど経ての揮毫になる。

守田雪乎が没した翌年とは明治四一年にあたり、疎梅四五歳のときであった。その前年には彼が籍を置いていた玄洋社が政党政派の外に立ち、その行動の地を大陸に求めるべきを規約した年でもあり、翌年の明治四二年には疎梅が玄洋社の幹事を務めている。彼が玄洋社においてもっとも活躍していた時期といえよう。なお、夫人の碑の撰文は宮崎来城（繁）、書は松浦到である。宮崎来城は詩人として名があり、福陵新報に籍を置いていた。疎梅とはともに詩を吟じる詩人仲間であったという。[6]夫人の碑文の後半にそのことが記されている。[7]

「（夫人）大正八年五月二十七日病死す。年七十三歳、……しばらくして弟子にあたる女性達がその恩に報いるために拠金し石碑を建てることを計画し、私（宮崎繁）にその碑文を請いに来た。雪乎先生が没した翌年、門人によって建てられた碑に、吾が友人水野疎梅が撰した文があるが、疎梅はすでに今は亡くなっているため、私が請いを辞することは出来なかった。」（筆者訳）とある。この碑の結体は方形で縦画を太めにして、どちらかと言えば向勢に構えている。右払いなどには蚕頭燕尾と覚しき筆法も窺われる。ただし、造形は必ずしも安定せず、右払いなども重厚さに欠ける線がまま身受けられる。

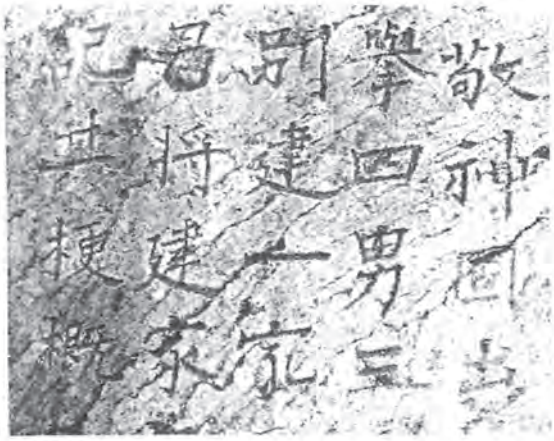

倉八隣墓誌

2　倉八隣墓誌

福岡市今川二丁目、金龍寺境内の墓地の一角にある。碑石は自然石を磨いたもので、高さ一〇五㎝、幅六〇㎝。碑陽には「正六位倉八隣墓」、碑陰には十四行、満行で十八字が刻されている。ともに楷書である。倉八隣は少参事、大監察の職を奉じられ、香稚宮禰宜・同宮司、宗像神社宮司に補せられた人である。

〈碑文〉

君諱正隣、称権九郎、後改隣。以文政十一年十二月十五日生。考梶原景翼君、妣東氏。出嗣倉八氏。世仕黒田家、為騎士。君文武兼修而有才幹、頭角嶄然藩政之際。歴任郡宰市宰監察等要職、端愨恪勤、藩主屢賜物、犒其労矣。明治維新廃藩置県、亦奉少参事大監察之職、鞅掌于県治。明治五年四月、任香稚宮禰宜、七年二月任同宮権宮司、八年十一月任同宮宮司。十五年十二月、叙従七位、十八年六月、叙正七位、廿年六月、補宗像神社宮司。三十二年十二月、叙従六位、三十五年三月、依願免本職。同年同月、以特旨位一級被進、叙正六位。三十五年七月十日病歿。享年七十五。以神典葬金竜寺先塋之次。

君持己素朴廉潔、交人温淳和平、而尊王敬神固出于天性。且奉親至孝、一家輯睦。藩主曽賞其篤行。君配安東氏、挙四男三女。男正雄嗣家、二男遜既卒。三男茂樹、出嗣石橋氏、四男季寿別建一家。長女帰横川氏、二女帰伊丹氏、三女帰青木氏。

今茲令嗣正雄君、将建家君之碑、具平生行実、来嘱余撰文。余以菲才固辞。不聴。乃抽筆記其梗概云。于時明治四十四年七月。

疎梅　水野元直　撰并書

〈読み下し文〉

君の諱は正隣、権九郎と称し、後ち隣と改む。文政十一年十二月十五日を以て生る。考は梶原景翼君、妣は東氏。出て倉八氏を嗣ぐ。世よ黒田家に仕へて、騎士為り。君　文武兼ね修めて才幹有り、頭角は藩政の際に嶄然たり。郡宰・市宰・監察等の要職を歴任し、端愨恪勤なれば、藩主屢しば物を賜ひて、其の労を犒ふ。明治維新　藩を廃して県を置きしとき、亦た少参事・大監察の職を奉じられ、県治に鞅掌す。明治五年四月、香椎宮禰宜に任じられ、七年二月　同宮権宮司に任じられ、八年十一月　同宮宮司に任じらる。十五年十二月、従七位に叙せられ、十八年六月、正七位に叙せられ、廿年六月、宗像神社宮司に補せらる。三十二年十二月、従六位に叙せられ、三十五年三月、願に依り本職を免ぜらる。同年同月、特旨を以て位一級を進められ、正六位に叙せらる。三十五年七月十日病みて歿す。享年七十五。神典を以て金竜寺先塋の次に葬らる。

君　己を持すること素朴廉潔なりて、人に交りては温淳和平、王を尊び神を敬うこと固より天性に出づ。且つ親に奉ずること至孝にして、一家輯睦す。藩主曽て其の篤行を賞す。君配は安東氏、四男三女を挙ぐ。男正雄家を嗣ぎ、二男遜　既に卒す。三男茂樹、出て石橋氏を襲ぎ、四男季寿　別に一家を建つ。長女は横川氏に帰ぎ、二女は伊丹氏に帰ぎ、三女は青木氏に帰ぐ。

今茲に令嗣正雄君、将に家君の碑を建てむとし、平生の行実を具し、来りて余に撰文を嘱す。余菲才を以て固辞す。聴かず。乃ち筆を抽きて其の梗概を記すと云ふ。時に明治四十四年七月なり。

疎梅　水野元直　撰并びに書

碑文によれば、倉八隣の没年は明治三五年（一九〇二）である。九年後の明治四四年（一九一一）七月、疎梅は隣の令嗣正雄に依頼され、撰文・揮毫にあたった。

明治四四年といえば、疎梅は四八歳にあたる。中国ではこの年の一〇月に武昌で革命が勃発した。いわゆる辛亥革命である。疎梅はこの時、上海に兵乱を逃れていた楊守敬の寓居を訪れ、書法を学んでいる。学ぶことおよそ四ヶ月、翌年一月には楊守敬の元を離れ、帰国したと考えられる。

この碑に書かれた書風は明らかに北魏風の楷書を意識して書かれていて、骨格の遒勁なものである。後に詳しく述べるが、三年前に揮毫した守田雪乎碑とは書風を全く異にする。

3　林遠里碑

早良区重留四丁目、勧農社跡の裏手高台にある。高さ三七五㎝で、台座四段の上に、高さ二二〇㎝、幅九〇㎝の自然石（石材は野北石）が載

林遠里碑

せられている。碑陽は楷書七字で「林遠里先生之墓」、碑陰に林遠里の事跡が刻されている。

〈碑文〉

我国古来、以農為本。故農業之盛衰、直係国運消長。苟欲期国運之隆昌、不可不謀農業之発達也。先師林遠里翁、夙抱此志、躬行実践、図農事之改善、特用意於稲麦播種法、記述所其発明、著勧農新書、汎頒天下有志、以資斯業之発達。此書一出、天下靡然、信翁所説。且栽培樹苗、繁殖林木、而充水源涵養。其成績頗顕著。明治十八年十一月、表彰其善行、賜藍綬褒章。翁益感激、内創立勧農社、養成子弟、設置農場于各地、応用其経験於実地、外躬歴遊各地、或派子弟、唱道農事改良、頗為斯業誘掖。翁承農商務省之命、為独逸漢堡博覧會出品説明委員出洋、兼承独仏英米及印度柴棍地方農事考察之命。翁了考察帰朝也、実地見聞与自家経験、較査研究、益拡張勧農社、養成多数実業者、以応各府県之請、派遣農業教師者、至三百餘名。翁又快諾四方招聘、指導啓発、只以興国利民福為己任、黽勉無倦。明治三十九年一月、翁病革也、賞勲局賞其功労賜金。越一月三十日溘逝。齢七十六。嗚呼、如翁農界之偉人、雖逝至貢献国家功績、深印天下田圃、年々歳々、菁々可観焉。由此観之、翁雖逝猶生也。翁以天保二年正月二十四日、生於早良郡鳥飼村。初名彦四郎、後改遠里。考福岡藩士林直内君。妣秋月藩士吉田氏。翁為次男。資性正直剛毅、尤長武術。無不極炮術弓馬剣創(ママ)皆其薀矣。諄々教人而

不倦、咸信孚其為人。今茲子弟胥議、将建墓以伝不朽。則具其閲歴、来請余文、使誌其陰。余固薄学菲才、豈敢当。固辞不聴。仍按其閲歴、抽筆記其梗概云。

疎梅　水野元直撰　明治四十五年一月　門下派遣教師等　建之

〈読み下し文〉

我が国古来、農を以て本と為す。故に農業の盛衰は、直に国運の消長に係る。苟も国運の隆昌を期せむと欲せば、農業の発達を謀らざるべからざるなり。先師林遠里翁、夙に此の志を抱き、躬行実践、農事の改善を図り、特に意を稲麦播種の法に用ひ、其の発明する所を記述して、勧農新書を著し、汎く天下の有志に頒ち、以て斯の業の発達に資せり。

此の書一たび出で、天下靡然として、翁の説く所を信ず。且つ、樹苗を栽培して、林木を繁殖して水源の涵養に充つ。其の成績頗る顕著なり。明治十八年十一月、其の善行を表彰して、藍綬褒章を賜ふ。翁益々感激し、内に勧農社を創立して子弟を養成し、農場を各地に設置して其の経験を実地に応用し、外躬ら各地に歴遊し、或は子弟を派し、農事の改良を唱道し、頗る斯業の誘掖を為す。翁農商務省の命を承け、独逸漢堡博覧会出品説明委員と為りて出洋し、兼て独仏英米及び印度柴棍地方の農事考察の命を承く。翁考察を了て帰朝するや、実地の見聞と自家の経験とを、較査研究し、益々勧農社を拡張し、多数の実業者を養成し、以て各府県の請ひに応じ、農業教師を派遣すること三百餘名に至る。翁又四方の招聘を快諾し、指導啓発、只国利民福を以て己が任と為し、黽勉倦むこと無し。

明治三十九年一月、翁病革るや、賞勲局其の功労を賞して金を賜ふ。越て一月三十日溘かに逝く。齢七十六。嗚呼、翁の如きは農界の偉人なり、逝くと雖も国家に貢献したる功績に至りては、深く天下の田圃に印し、年々歳々、菁々として観るべし。此に由りて之を観れば、翁逝くと雖も猶ほ生けるがごときなり。翁天保二年正月二十四日を以て、早良郡鳥飼村に生まる。初名は彦四郎、後遠里と改む。考は福岡藩士林直内君。妣は秋月藩士吉田氏。翁は次男為り。資性正直剛毅、尤も武術に長ず。炮術・弓馬・剣槍皆其の蘊を極めざるなし。諄々人に教へて倦まず、咸其の人と為りに信孚す。

今茲子弟胥ひ議り、将に墓を建て以て不朽に伝えむとす。則ち其の閲歴を具し、来りて余の文を請ひ、其の陰に誌さしむ。余固より薄学菲才、豈に敢て当らむ。固辞すれども聴れず。仍て其の閲歴を按じ、筆を抽つて其の梗概を記すと云ふ。

疎梅　水野元直撰　明治四十五年一月　門下派遣教師等　之を建つ。

林遠里は、天保二年（一八三一）に福岡藩銃術指南の次男として生まれた。廃藩後、早良郡入部村重留（現早良区重留）に移住し、農事に尽力、勧農社を創設し、子弟を養成した人である。[8] 遠里が亡くなったのは明治三九年であるが、建碑されたのは六年後の明治四五年になる。明治四五年は、疎梅が一月五日、上海の高昌廟で『隣蘇老人年譜』を筆写し、のち帰国した年にあたる。[9] この碑の建碑年月と実際の撰文時期とに時間

的なずれがほとんどないとすれば、帰国後、撰文したものと考えられるため、疎梅は一月中に帰国したことの証左となる。但し、この碑の揮毫者は明記されていないため、誰によって揮毫されたのか全くわからない。

文字の結体は方正で、縦画を太く横画を細めにした結構は顔真卿の書風に近いとも言えなくもない（図一参照）。疎梅が揮毫したものと考えたいところであるが、二で述べるように、書き手は別にいたと見るべきであろう。1と3の署名を比較してみても共通点を見い出すことは難しい（図二参照）。

図一

	3　林遠里碑	2　倉八隣墓誌	1　守田雪乎碑
長			
年			
之			
無			
賞			
国			
勲			

図二
署名の比較

1　守田雪乎碑

2　倉八隣墓誌

3　林遠里碑

なお、碑陽の題字七字は伊藤博文（一八四一～一九〇九）の手になると言い伝えられている。これが事実とすれば、伊藤博文が揮毫したのは、ハルビンで暗殺される明治四二年までのおよそ三年の間でなければならない。つまり、先に碑陽の題字が書かれ、何年か後の明治四五年になって碑陰の文が撰せられたことになる。

4　大城谷桂樵碑

大城谷桂樵碑は、太宰府市三条一丁目、丘の中腹東斜面にある大城谷家の墓地内にある。碑石自体は一三五㎝、幅六二㎝で、台座四段の上に載せられている。全体の高さは二八五㎝である。碑陽は楷書二行で「大城谷良範之墓／大城谷佐登之墓」と並記してある。碑陰は楷書で一七行、満行三八字。碑側には三行で、「佐登子　行年六二　明治四十年四月十七日　病没／常修坊快剛之孫　宮垣暢九謹書／大城谷良文建之」とあることから、揮毫は宮垣暢九の手になることがわかる。

〈碑文〉

往昔菅公左遷太宰権帥、終薨於太宰府。以此府名大顕海内外。若夫微菅公左遷之事、太宰府之址、不過留荒草寒煙一古蹟也。然則菅公一時不幸、太宰府永久幸也哉。而此地古来、文士墨客、彬彬輩出。亦是繇菅公文徳之遺沢也。若我大城谷先生、実其一人也。先生諱良範、字公法。号桂嶽、後改桂樵、別称又酔楼。以文政七年七月生、考木山昌因君、妣平位氏、先生其二男也。年甫十四、為十境坊良顕

大城谷桂樵碑

猶子、奉仕于菅廟。安政六年十月、養常修坊快健弟快譲為子、改良瑶。先生曽学書法於禅僧古渓、得飛鴻戯海之妙、且能詩画。慶応元年正月、三條梨堂公以下四卿、被貶太宰府也、先生拝謁梨堂公、献其詩書画。後屢蒙揮毫之命、公亦賜国詩。二年五月、退隠栖嵒泉楼、日耽文墨。三年十月十九日、五卿復官帰洛既以在近、梨堂公開醼招先生賜杯。十二月十九日、奉送帰洛。梨堂公特賜慇懃之語。明治五年四月、任太宰府神社権禰宜。六年四月免権禰宜。八年六月、任美那宜神社祠官。十三年辞祠官。三十三年十月、東宮殿下、鶴駕西巡之際、廿九日於太宰府神社、咫尺殿下、被命揮毫。即書一詩、奉供台覧。鑑賞賜玉音、且賜金若干。可謂光栄焉。四十年六月二十六日、以寿八十四歿。先生八十年間文墨流芳雅、交頗広。而資性温良恭謙、恬淡寡慾、寔有君子風。先生幼時失父事母。冬温夏清、孝道至厚矣。配阪田氏、名佐登。今滋令嗣良文君、将建先生之碑、徴余文。余曰、撰先生之碑文、別有其人。固辞、不聴。則按其生前之状、記其梗概、且係以銘。銘曰

翰墨三昧　八十年間　知音非遠　藍水鼓山

大正四年歳次乙卯四月　　水野疎梅　謹撰

〈読み下し文〉

往昔菅公　太宰権帥に左遷され、終に太宰府に薨ず。此を以て府の名大いに海の内外に顕る。若し夫れ菅公左遷の事微りせば、太宰府の址は荒草寒煙を留む一古蹟に過ぎざるなり。然らば則ち菅公一時の不幸は、太宰府永久の幸なり。而して此の地古来、文士墨客、彬彬として輩出す。亦た是れ菅公文徳の遺沢に繇るなり。我が大城谷先生の若きは、実に其の一人なり。

先生諱は良範、字は公法。桂嵒と号し、後桂樵と改め、別に又酔楼と称す。文政七年七月を以て生まる。考は木山昌因君、妣は平位氏。先生は其の二男なり。年甫めて十四、十境坊良顕の猶子と為り、菅廟に奉仕す。安政六年十月、常修坊快健の弟快譲を養ひて子と為し、良瑶と改む。先生曽て書法を禅僧古渓に学び、飛鴻戯海の妙を得、且つ詩画を能くす。慶応元年正月、三條梨堂公以下の四卿、太宰府に貶せらるるや、先生梨堂公に拝謁して、其の詩書画を献ず。後屢々揮毫の命を蒙り、公も亦国詩を賜ふ。二年五月、退隠して嵒泉楼に栖み、日々文墨に耽る。三年十月十九日、五卿　官に復し、洛に帰ること既に近きに在るを以て、梨堂公醼を開きて先生を招き杯を賜ふ。十二月十九日、帰洛を奉送す。梨堂公特に慇懃の語を賜ふ。明治五年四月、太宰府神社権禰宜に任ず。六年四月、権禰宜を免ず。八年六月、美那宜神社祠官に任ず。十三年祠官を辞す。三十三年十月、東宮殿下、鶴駕西巡の際、廿九日、太宰府神社に於いて、殿下に咫尺(しせき)し奉り揮毫を命ぜらる。即ち一詩を書して、台覧に供し奉る。鑑賞あらせられて玉音を賜ひ、且つ金若干を賜ふ。光栄と謂ふべし。四十年六月二十六日、寿八十四を以て歿す。

先生八十年間の文墨流芳、雅交頗る広し。而して資性温良恭謙、恬淡寡慾、寔に君子の風あり。先生幼時父を失ひ母に事ふ。冬温夏清、孝道至厚なり。配は阪田氏、名は佐登。今茲に令嗣良文君、将に先生の碑を

建てんとし、余の文を徴す。余曰く、先生の碑文を撰するには、別に其の人有らんと。固辞すれども、聴かれず。則ち其の生前の状を按じて、其の梗概を記し、且つ係るに銘を以てす。銘に曰く、

翰墨三昧　八十年間　知音遠きに非ず　藍水鼓山

大正四年歳次乙卯四月　　水野疎梅　謹しみて撰す

碑文によれば、大城谷桂樵は文政七年（一八二四）に生まれ、太宰府天満宮に仕え、禅僧古渓に師事し、絵画や漢詩を学んだことがわかる。明治維新後、天満宮の権禰宜や美那宜神社の祠官に任ぜられている。

疎梅は大城谷桂樵の令嗣良文から依頼を受け、大正四年四月に撰文したものである。揮毫者は宮垣暢久と碑側に刻されている。ちなみに、この年の一月九日に、疎梅の書法の師である楊守敬が北京で亡くなっている。同年二月、山本竟山の主唱で楊守敬の追悼会が京都で挙行され、京都図書館で彼の遺墨展が開催された。[10] 疎梅がこの追悼会に出席したかどうか、今、手元にある資料からは窺えない。

二、碑誌に見られる疎梅の書風

水野疎梅の書を今日までに何点か過眼したが、そのうち楷書は一点だけで、為書きによって辛亥（明治四四年）の秋に福島先生なる人物に書き与えたものであることがわかる。辛亥の秋といえば、楊守敬の門を叩く直前であろう。これ以外は、いずれも行書作品であり、書かれた年代もすべて辛亥の秋以降になるため、それ以前は主としてどのような書風で書かれていたものか、特に楷書はいつ頃から北魏風の書を手がけるようになったのか、今一つ判然としなかった。これを知る手掛かりとなる資料としては、東京朝日新聞に連載された「学書邇言」のはしがきに記された戎蠻馬なる人物の文を見逃すことができない。[11] 主要な部分を抜粋してみよう。辛亥の年、革命が勃発するとすぐに頭山満に従って渡清した戎蠻馬は、かの地の客舎豊陽館を訪ねてきた被髪垢面の一老人と出会った。この老人こそ水野疎梅であった。疎梅は「余は有志家なる餅屋の味の濃厚なるに飽きて、革命知らず、動乱知らず、況や郷里の選挙運動をや。余は数年来両次南清に遊び或いは長江の流れを遡り、或いは不毛の野を行き所在知名の書家文人につきて教えを聴けり。就中楊守敬先生は余の最も私淑する所なりと言った。」とある。この記述から疎梅は①有志家の活動に飽きたこと②一九一一年とそれ以前の数年間の内、二度にわたって大陸に渡航したこと③長江を遡り不毛の地を歩いたこと④名のある書家や文人に教えを請うたこと⑤とりわけ、楊守敬に最も私淑していること。がわかる。疎梅の作品に「庚戌入蜀」と押印されているものがある。[12] 一九一〇年、つまり庚戌の年に四川地方まで旅行をしたことを意味する。朱閑田によれば、疎梅は一九一〇年に上海にやってきて王震（一亭）・楊守敬諸人と交遊したという。[13] おそらく楊守敬と交流を持ったのはこのときが初めてではないだろうか。そして翌年の一九一一年、辛亥の秋に再び楊守敬の門を叩いたと考えられる。疎梅の書についても言及している。以前は酒宴で揮毫した書を見ると、疎梅の筆意に華はあるが実がないとひそかに冷笑していた戎蠻馬が、今回「紙を展べて

（疎梅の）腕前を拝見すれば、恐ろしくも変わるも変わりたり。…（中略）…書も甚だ脱俗し来れり」と疎梅の書の変貌ぶりに驚いている。つまり、戎蠻馬の文章から、疎梅の書風はこの数年間に大変貌を遂げたことが窺える。

どれほど変貌を遂げたか、その実例を本稿で採り上げた碑誌によって知ることができる。一で紹介した守田雪乎碑（明治四一年一一月建）の書格はけっして高いとはいえないが、結体を方形で向勢に構え、横画より縦画を太めに取った、いわゆる顔法の用筆法に近い。ところが、およそ三年後の明治四四年七月に揮毫された倉八隣墓誌の文字は、結構をやや縦長にして左下に重心を懸け、点画を方筆に作っている。62頁で示した倉八隣墓誌の碑面を見ていただこう。「敬神」「四男」などの用筆は、楊守敬がかつて日下部鳴鶴、巌谷一六、松田雪柯らに鼓吹した、いわゆる碑学派の書そのものである。このことから、明治四四年七月にはすっかり楊守敬の書風が手に馴染んでいることがわかる。

ところで、建碑にあたり撰文と揮毫を依頼され、それを引き受けた場合、どのような意識が働くであろうか。石碑は永久に残るものであるから、言うまでもなく自己の持てる力を最大限発揮しようとするはずである。揮毫者の学書の経歴が深く、どのような書風でも流暢に揮毫できたとしても、やはりその時点で本人が最も得意とする書風を用いるであろう。この考え方に大過ないとすれば、明治四一年頃は顔真卿風の書を最も得意としており、明治四四年七月までには北魏風の書に習熟し、その書法を会得していたものと考えられる。ただし、疎梅が楊守敬の門を叩き書法を学んだのは、この揮毫の三ヶ月後にあたる一〇月である。[14] このようなことから次のことが言えよう。

（1）疎梅は辛亥年（一九一一）に入門する数年前からすでに楊守敬を慕い、その書法を学んでいた。

（2）楊守敬入門直前の七月にはすでに北魏風の書に習熟し、その書法を会得していた。

これらのことを踏まえれば、日本の書道界の影響もあって、明治四一年から四四年の数年間にかの地で楊守敬と交流を持ち、楊が提唱する碑学派の書に深く傾倒するようになり、その結果、直接楊守敬に師事したいと考えるように至ったと思われる。この二碑の書風の相違は、このことを雄弁に物語っている。

次に林遠里碑の文字を見てみよう。この碑の撰文は疎梅であるが、揮毫者の姓名は刻されていない。通常は揮毫者の名を刻すはずである。この碑陽の文字を揮毫したのが伊藤博文であるとされることから、何らかの事情により碑陰の揮毫者をあえて刻さなかったとも考えられるが、実のところよくわからない。この碑の書風を守田雪乎碑と比較してみるために、共通する七文字を図一に並べてみた。かなり類似する点もあり、顔法を多少習った人物の手になるものではないかと考えられ、疎梅の揮毫と見ることも完全には否定できないが、子細に観察すると、いくつか相違点も浮かんでくる。

林遠里碑は

（1）「長」の第六画目を二筆で書いたように作っている。

（2）「年」の最終画を懸針で短く引いている。
（3）「之」の第二画目を反り返し、結体を方形に作っている。
（4）「賞」の頭部や下部の構えをより左右へ開いている。
（5）「国」の或字の口部に違いが見られる。
（6）「勲」の烈火点を左側に寄せている。偏旁のバランスが悪い。

などの違いが指摘できよう。

二碑の造形は類似するところもあるが、最も大きな違いと言えば、順筆を多用していて線質は比較的淡泊である。言い換えれば、ねばりが少ない素直な線である。さらに言えば、林遠里碑が揮毫されたのは明治四五年一月である。疎梅は楊守敬に学書の手ほどきを四ヶ月間受けて帰国した直後にあたる。そうであるならば、いっそう磨きの掛かった北魏風の書で揮毫したに違いない。やはり別人の手になるものと見るべきであろう。

なお、大城谷桂樵碑はその碑側に「宮垣暢九謹書」と書かれているため、ここでは議論の対象からはずした。

おわりに

今回、福岡に現存する水野疎梅の撰文あるいは揮毫した碑誌四基を調査し、少しばかりの考察を加えた。疎梅は玄洋社という政治団体に身を置きながらも、詩・書・画に堪能な風流人の一人であった。そのような才能を有していることが周囲に広く知られていたがために、知友関係を通じて碑誌の撰文や揮毫を依頼されたものであろう。疎梅の楷書は、はじめ顔真卿風のものであった。次いで倉八隣墓誌に見られるように、日本の近代書道の幕開けに大きく貢献した楊守敬の影響が色濃く反映されたものに変貌した。しかし、その墓誌が揮毫されたのは明治四四年七月であって、同年一〇月、楊守敬に師事する三ヶ月前であった。つまり、疎梅が北魏風の楷書に習熟したのは、楊守敬に入門する以前の数年間であったことが推し量れるのである。その会得した書法を用いて揮毫した墓誌が現在、福岡の金龍寺に残されていることなどがわかった。

なお、今回の調査研究にあたり、金龍寺の三好龍光ご住職、林遠里の子孫にあたる林道生ご夫妻、守田雪乎の子孫にあたる守田勝栄ご夫妻、福岡市教育委員会文化財整備課の三木隆行氏、太宰府市文化ふれあい館調査研究室の城戸康利氏らから碑誌調査に際してのご協力や資料のご提供をいただいた。また福岡県出身の伊藤誠氏、福岡県在住の木下恵里生氏、丸尾信之氏、伊藤武次氏からもご協力を賜った。ここに記して厚く御礼を申し上げる。

（二〇〇二年一一月稿）

注

（1）拙稿「楊守敬と水野疎梅」は『書論』第二六号〈楊守敬特集〉（書論研究会、一九九〇年）所収。拙稿「水野疎梅とその交遊」は『書学書道史研究』第二号（書学書道史学会、一九九二年）所収。
（2）『日本及び日本人』第六一四号、菊池秋城「玄洋社の今昔」（『玄洋社社史』所収）

（3）石瀧豊美『玄洋社発掘―もうひとつの自由民権運動』（西日本新聞社、一九九七年）の「Ⅰ　筑前民権運動と玄洋社」でこのことが言及されているが、「刊本はなかったのであろう。詳しく知ることができない。」という。

（4）『書藝』第四巻第一一号・楊守敬特集号（昭和九年一一月、平凡社）の「楊守敬を語る座談会」参照。

（5）『福岡県碑誌』（筑前之部）には碑誌の内容から一三分野に分類し、全五四八種の碑誌を収録している。この中に水野疎梅が関わった碑誌が五碑記録されている。昭和四年発行（大道学館出版部）。碑文・釈文のみならず、所在地も記入されているが、戦前の市町村名のため、現在の地名と異なる。

（6）前述（3）の石瀧豊美氏によれば「福陵新報は玄洋社員の巣窟とも言える。…（中略）…他には詩人宮崎来城の顔もあり、彼は二六新報に移り、早稲田大学で教鞭をとった。」という。

（7）守田雪乎碑の左隣に「守田夫人政子之碑」が並置されている。一四行、満行で二九字。石碑の大きさは雪乎碑とさほど変わらない。建立は大正一一年一一月。なお、『南区ふるさと』（南区民俗文化財保存会、一九九二年）にはこの二つの碑が掲載されていて、広田久夫氏の現代語訳も付されている。

（8）勧農社とは、林遠里が明治二一年（一八八八）に創設した農業団体である。稲作改良法を発明するとともに、子弟を教育し、その技術を全国に普及させた。詳しくは『ふくおか歴史散歩』参照のこと。

（9）『隣蘇老人年譜』の末尾に「辛亥十一月十一日。楊守敬記上海虹口旅次。陽暦壬子一月五日。水野疎梅写於上海高昌廟旅次。」とある。

（10）大正四年（一九一五）二月六日、七日の両日、山本竟山の主唱により、京都岡崎の府立図書館楼上において、楊守敬追悼のための展覧会が開催された。詳細については杉村邦彦氏「楊守敬の来日と日本人書家との交流」（『近代日本書道の祖　楊守敬とその交友展図録』、中数出版、一九九〇年）参照。

（11）明治四五年（一九一二）五月二六日から三〇日までの六日間にわたって東京朝日新聞に訳載されたもの。はしがきは戎蠻馬の文章だが、これはペンネームにあたると考えられる。が、誰を指すか未詳。

（12）疎梅の条幅作品二点に押されている。いずれも二顆押印し、上が「日本疎梅」下が「庚戌入蜀」の印である。

（13）『回憶呉昌碩』朱閑田「君知吾如吾知君」（上海人民美術出版社、一九八六年）参照。

（14）『学書邇言』と『隣蘇老人年譜』にこの前後の経緯が記されている。

【史料七】福岡県碑誌　筑前之部（著者／荒井周夫　出版／大道学館出版部　一九二九年）

同史料は前出の史料の中で参考にされたものである。

守田雪乎碑

守田先生既歿之翌年、門生胥謀將建碑而報師恩、來請余文、善哉此擧也、輓近通觀師弟之情誼、動輒有薄似紙者、余常慨嘆焉、今也聞此美擧、不辭不文而諾之者、以喜道義未墮地也

先生諱一德、稱雪乎、福岡藩士、考讃井久、妣讃井氏、以天保十三年正月廿三日、生于江戸赤坂溜池、既長兼修文武、有所造詣、萬延元年五月、出嗣守田氏、先生資性溫厚謹直、寔有古人之風、按先生閲歷、或爲藩吏、或爲縣官、或爲郡書記、或爲戸長、數十年間、至誠一貫、竭力其職、頗有令聞、屢受褒賞、明治十七年辭職、晴耕雨讀、悠々自適、先生曾語夫人曰、馬齢已老、無涓涘以報國家、我深憾之、雖然精力聊存、欲開村塾教徒、卿亦體我意、可集兒女授縫針之技、夫人曰、惟命惟從、自此先生講經於村塾、夫人教縫針於家庭、乞教者至數百人、村塾家庭、雍々熙々、鄉黨無不咸慕其德者、明治四十年十月廿四日、先生病歿、享年六十六、門生輓柩皆慟、葬住吉村共同墓地、夫人守田氏、名政、尚健在、男鐵太郎嗣家、嗚呼、諄々教而不倦、如先生者天下果有幾人、門生建碑之擧、豈偶然哉、世之爲

師爲弟者、立此碑前、必有猛省

明治四十一年十一月　　水野疎梅撰

碑は筑紫郡三宅村塩原に在り。傍らに夫人政子の碑あり、來城宮崎繁文を撰し、其の形殆むど相等し。

【譯文】守田先生既に歿するの翌年、門生胥謀りて、將に碑を建て師の恩に報いむとす。來つて余の文を請ふ。善い哉此の擧や、輓近師弟の情誼を通觀するに、動もすれば輒ち薄きこと紙に似たるものあり。余常に焉を慨嘆す。今此の美擧あるを聞き、不文を辭せずして之を諾するは、道義未だ地に墮ちざるを喜ぶを以てなり。

先生諱は一德、雪乎と稱す。福岡藩の士なり。考は譜井久。妣は譜井氏。天保十三年正月廿三日を以て、江戸赤坂溜池に生る。既に長じて文武を兼修し、造詣する所あり。萬延元年五月、出て守田氏を嗣ぐ。先生資性温厚謹直にして、寔に古人の風あり。先生の閲歴を按ずるに、或は藩吏と爲り、或は縣官と爲り、或は郡書記と爲り、或は戸長と爲り、數十年間、至誠一貫、力を其の職に竭し、頗る令聞あり。屢々褒賞を受く。明治十七年職を辭し、晴耕雨讀、悠々自適す。先生曾て夫人に語て曰く、馬齢已に老い、涓涘以て國家に報ずる無し、我深く之を憾む。然と雖も精力聊か存するあり、村塾を開きて徒に教へむと欲す。卿も亦我意を體し兒女を集めて縫針の技を授くべしと。夫人曰く、惟れ命惟れ從ふと。此より先生經を村塾に講じ、夫人は縫針を家庭に教ふ。教を乞ふ者數百人に至り、村塾家庭、雍々熙々、鄉黨咸其の德を慕はざる者無し。明治四十年十月廿四日、先生病みて歿す。享年六十六。門生柩を輓て皆慟す。住吉村共同墓地に葬る。

【史料八】南区ふるさと（編集・出版／福岡市南区民俗文化財保存会　一九九二年十月十六日）

また本史料においても、雪乎氏ならびに夫人の記念碑について記されている。

放して、竹田氏を迎えて教師となし、自らも督励した。

時に西洋医学を行い、尚漢医を以て郡医の牛耳を執り、八田玉泉と皇漢医を謀り、継続して本部を助け、那珂数村医師の会長となった。

二十五年に中風にかかり、二十七年一月五日に歿す。享年七十二才。妻の渡辺氏は先に歿し、一男一女があった。男は頼二郎といい、先に歿した。娘は合田氏とめあわせたが、後に大監氏とめあい、二男一女をもうけた。次男浩三郎は農業をし、三男得四郎に医師の業を継がせ、娘は三野原氏に嫁がせた。

翁は生れつき厳格にして、自から特志を修め、堅固生確で物移りなさず、有意に所感し、その要……？身体強健にして老令に及んでもなお診察往診に遠方でもいささかも厭わなかった。早起炊飯し、或は病人の家を訪ずれるなど、人々はその誠実さに感じた。富者も尊敬し、貧者はその恩に感謝した。

資財を出して公共事業を助け、文賑あたかも窮民病床にあるをもって絶えず問い、或いは珍らしき食物や滋養の物を贈って病人の苦を慰めた。

……中途漢文不明？……

門人や郡内の医師たちは追晞おくあたわず、遂に顕額を旧藩主黒田正三位侯に請い、石碑を建て、業績の概要を掲げて後世に伝える。

銘に曰く。監？不苟　志操勵請

継至顛沛　何損廉貞　守之能約　信之甚明　皆有渕源

是縣至誠　　木鶏　正木昌陽撰

明治三十五年九月　之建

石工　福岡市唐人町　岸田善六

（編集者より）

この碑は和田三丁目宝満神社の石段前の道路端にあります。有名な古賀胃腸病院の先祖で、公共事業に多大の功績のあった方の顕彰碑です。この碑には表と裏に碑文がありますが、漢字の中には読めない字が多く、おまけに摩滅によって判読出来ない所もあって、解読するのが難かしく、内容について一部省略しまして概要をまとめてみました。

守田先生の碑

碑は大橋一丁目20番1号（図示の所）（大橋駅西口の近く守田ビルの前）

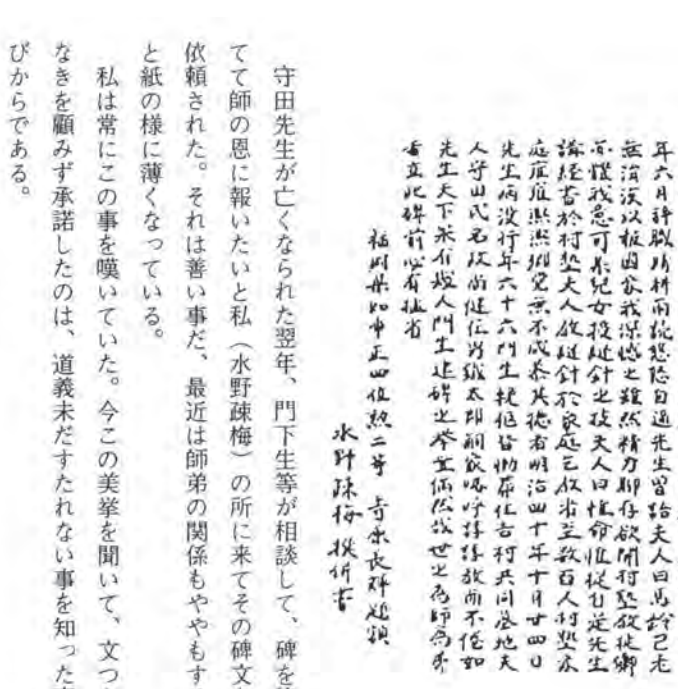

守田先生之碑

福岡藩正四位侍従二等　寺尾良碑延撰

水野疎梅　揮毫書

守田先生が亡くなられた翌年、門下生等が相談して、碑を建てて師の恩に報いたいと私（水野疎梅）の所に来てその碑文を依頼された。それは善い事だ、最近は師弟の関係もややもすると紙の様に薄くなっている。

私は常にこの事を嘆いていた。今この美挙を聞いて、文つたなきを顧みず承諾したのは、道義未だすたれない事を知った喜びからである。

先生の諱（貴人の死後、敬慕の意で贈られる称号。おくり名）一徳と称し名は雪乎で、福岡藩の士族である。父は讃井久、母も讃井氏であり天保十三年正月二十三日に江戸赤坂溜池の地で生まれた。生長するに従い文武を修め、両道に優れていた。

万延元年五月讃井家を出て守田家を嗣いだ。先生は資性温厚で又謹直で古人の様な風格があった。先生の経歴を見ると、藩の役人となったり又は県の官吏となり、又郡役所の書記となり、次には戸長を勤めたり、その間数十年誠をもって貫き、それぞれの職務に尽し頗る功績があったので、屢々褒賞を受けた。

明治十七年六月公職をやめ、その後は晴耕雨読を続け悠々自適したが先生はある時夫人に語った「歳も老いて国家に報ゆる事の出来ないのは残念である、然し精神力は聊かあるので、村に塾を開いて生徒に教えたいと思う、あなたも私の気持を察し、女児を集めて裁縫を教えなさい」と云うと、夫人は「貴方の命じられる事に従います」と云った。よってこれより先生は学問を村塾で教え、夫人は裁縫を家庭で子女に教えた。教えを受けたいと願う者、数百人に至り、村塾も家庭科もおだやかな顔に接し、村人達も皆その徳を慕わないものはなかった。

明治四十年十月二十四日先生は病気により死去された。行年六十六才であった。門下生は柩を輓いて皆泣いた。住吉村共同墓地に葬った。夫人は守田政で尚健在である、男の子鉄太郎が家を嗣ぐ、嗚呼、諄々教えてあきないこと、先生の様な人は天

下に果して何人居るだろうか、門下生等が碑を建てようとする行いは当然の事である。世の師として、また門弟として、此の碑の前に立って、必ず強く反省する所があるだろう。

福岡県知事正四位勲二等　寺原長輝　題額

水野疎梅　撰併書

守田夫人政子之碑

夫人諱政子字曰氏筑之福岡人系世仕黒田侯在江戸父曰、稲左衛門娶松村軍治之女生一男一女男名肇女即夫人父母早歿為祖母郁子所養育孤苦艱難可知也年九歲始仕宮亡歲病死乃養讃井氏子為嗣以夫人年之時為延元年過三年時年廿三夫人婦德備也風姿甚美一德雪乎文武有造指明治維新之初延喜年走明年夫人有内助之功晚年下帷授徒也夫人亦裝束如男女子教之以裁縫事遠近來其德執贄到門者有於江湖之間教百人哪時婦人乃尺蠖相和終日無絶也夫人以弘化四年十二月二十七日生夫君歿後居十二年以大正八年五月二十七日病死年七十三葬于住吉共同墓地男鉄太郎奉祀之遺女弟子慎其恩者相談錢將建石以不朽請予作銘因憶予先生授之恩年門人有建碑之事吾友水野疎梅撰其文乃銘北碑者亦宜孫坪而今則亡矣辭士之請予豈得辭乎銘曰

有徳于人　悠久敬子　婦道母儀　規可庶此
徳恩所及　里俗亦美　述頌永記　貞石在此

陸軍中將従三位勲一等功二級　白水淚　題額
宮崎繁撰　松浦到書

夫人の諱は政子、守田氏は筑前福岡の人で、家は代々黒田侯に仕え、江戸に居住し父は稲左ヱ門といい、松村軍治の娘をめとり、一男一女を生む、男子の名は肇で、娘は即ち夫人である。父母は共に早歿した為祖母郁子が養育したが、その間孤苦艱難は如何ばかりであったろう。

肇は九歳にして初めて官に仕えたが幾らも立たず病死した。それで讃井氏の子を養子に迎え、夫人を妻とし守田家を嗣がせた。万延元年を過ぎ三年に帰藩した。夫人は人となり身だしなみがよく少い時から徳を備えた風があり、結び髪して夫に仕えた。夫君の諱は一徳、雪乎と称し、文武にすぐれていた。明治維新の初め、身を挺して国事に奔走した。この時夫人は内助の功があった。晩年には塾を開いて生徒に業を授けた。

夫人もまた村の娘に裁縫を教えた。遠近を問わず其の徳を慕い、弟子になる者が門に溢れ、生徒の数は無慮数百人あった。読書の声、尺を教える声が相和して終日絶えることはなかった。夫人は弘化四年十二月二十七日に生る。夫君が歿して寡居十二年、大正八年五月二十七日病死す。年七十三才、住吉共同墓地に葬る。男鉄太郎が奉祀すと云う。しばらくして女弟子達がその恩を懐しみ、相談して銭を募り、石碑を建てようとして、私（宮崎繁）にその碑文を請いに来た。因って雪乎先生の歿した翌年に門人が建てた碑には吾が友人水野疎梅が撰した文があるが、疎梅も今は亡きため、私が請いを辞する事は出来なかった。

銘して曰く。

（きびしい女の道として夫に仕え。子弟を教える事あつく。女の道、又母親として。誰か之にくらぶものがあろうか。

余れる功徳あまねく。村の風俗又美しい。死後称えられる事絶え間無く。貞婦の石碑ここに在り。)

陸軍中将従三位勲一等功二級　白水淡　題額

宮崎繁　撰　松浦到　書

(編集者より)

この二つの碑文は漢文の解読が難かしくて、現当主の守田勝栄氏と保存会員の神代行信氏がたいへん努力されたのです。

故 児島良吾先生の墓碑

墓碑銘文

恩師兒島良吾先生高宮三年ル天湖ト称ス祖先薩藩ニ仕フ
家世斗酒不辞明治三十年福岡師範学校卒業以来千有余年
至誠一貫国民教育ニ尽ス功績顕著、聖上陛下即位大典
記念章下賜、大正六年月病ヲ得テ職ヲ辞ス翌年十二月十三日黎明
病ニ倒レ辞世ノ歌ヲ開キ斗酒三行快哉叫ビ微吟ノ声ヲ聞キ眠目ス
時年四十三嗚呼先生逝テ已ニ三年ニ余リ執筆ル当年教化ハ筑紫ノ小河ト
共ニ長ク人寰ニ燈ス明世落涙恩相謀リ碑ヲ建テ謝恩徳ヲ表ス

大正十二年十二月十二日

筑紫郡井尻高等小学校
第十六回卒業生一同

墓碑は高宮二丁目に児島家墓地の横にある。先生は明治三十一年に福岡師範学校卒業後、井尻高等小学校に奉職第十六回生を担任し教鞭をとられた。当時の生徒が偉徳を讃え、謝恩を表すために、大正十二年に建立した。碑銘文は先生の教え子で、有名な医者であった故松口月城先生の書で刻してある。

遺族の方には松口先生の書かれた記念の掛軸が贈られ、それは家宝として大切に保存されている。先生の長女の方と孫の嫁さんが『これは他人の方には価値はないかも知れませんが私の家にとっては家宝の一つです』と語られ、当時の生徒達や先生の日常の生活を語っていただき感激しました。

故児島校長先生は、大正八年一月に堅粕村立堅粕小学校長で退職されました。生前は筑紫郡内の各小学校校長を歴任されています。当時の生徒達は毎日数人先生宅を尋ねては庭で相撲をとったり、座敷で学習したりして、毎日一人か二人は先生の宅に泊って居ったということです。

帆足和夫・渡辺甚太郎

児島先生

児島先生とその教え子達

（右）守田雪乎碑（1907 年 10 月 24 日歿）　建碑／ 1908 年 11 月

（左）守田政子碑（1919 年　5 月 27 日歿）　建碑／ 1922 年 11 月

守田雪乎並びに政子の碑は、当初、福岡市塩原地区に建碑されていたが、２度の移転を経て、令和２年３月現在、福岡市南区大橋１丁目 195 番地に置かれている。

守田雪乎碑（正面） 1907 年 10 月 24 日歿　　建碑／ 1908 年 11 月

守田政子碑（正面） 1919 年 5 月 27 日歿　　建碑／ 1922 年 11 月

守田雪乎碑（背面）

守田政子碑（背面）

【史料十】守田雪乎氏が亡くなった当日の福岡日日新聞（現在の西日本新聞）の一面

KA NICHI-NICHI SHIMBUN. NO,8.552 （明治三十二年三月三日第三種郵便物認可）

福岡日日

明治十年創刊

明治四十年十月二十四日　木曜日　第八千五百五十二號　電話　編輯用　圖長

福岡日日新聞

新聞紙と國交

今回長崎市に開西九州聯合水產共進會あるを機とし、此區域に屬する新聞記者は一昨日を以て同市に記者聯合大會を開催せり。今其決議案を閲讀するに、今春東京に開かれたる全國記者大會に決せしものと大差なく、云はゞ今度の會は全國新聞記社大會の西南部大會と云ふも不可なきが如し。夫れ文明世界に於ける新聞紙の位置は、瀛車電信の如く社會組織の一大要素と進歩せしと共に、其勢力も亦之に從つて增進し、獨り一國の治亂の樞機を其掌中に握りしのみならず、世界國際間の向背もまた之に因つて決せらるゝが如き觀なきにあらずして、獨逸皇帝をして『天下を動かすの力あるものは世界中、獨り新聞紙と帝王あるのみ』との言を發せしめたるは決して故なきにあらざるなり。左れば英獨の間、感情阻隔して動もすれば兵戈に訴ゑんとするの虞あるや、之が救濟策として第一に按出されるものは兩國新聞記者の相互訪問策にして、昨秋獨逸新聞記者の倫敦を訪問するあれば今夏は獨逸新聞記者の伯林に招待さるゝあり、互に意志を疎通し、感情を融和して以つて兩國々交の阻格するを防ぐに勉めたり、新聞紙の勢力の大なる知る可きなり。而かして此天下を動すに足るの新聞紙が往々其力を平和に用ゐずして挑亂に用ゆ

には各國は國際間新聞取締條約なるものを設け、以つて相互間の平和を維持するの必要生ずるに至るやも未だ知る可からず。故に吾人は吾國の新聞記者も亦此の點に就て大に檢節を加ゑんことを希望す。遠々新聞記者大會ありしを機として、所感を述ぶること此の如し。

路透電報

◎山東鐵道問題

伯林に於て半官的に說述せらるゝ所に曰く清國は山東の鐵道敷設權に關し難問題を提出しつゝあり伯林駐劄清國公使は獨清兩國間の最好の國際關係の爲めに膠州灣濟州間の鐵道敷設權を拋棄せんことを獨逸政府に要求したるが獨逸政府は之に代るべき充分の報償の提言なき爲め之を拒絕したり

◎勞働大臣の旅程

加奈陀勞働大臣は再び其旅程を變更し加奈陀より直接日本に向ふことゝなれり

◎獨逸公使御引見

獨逸皇帝は新任清國公使孫寶琦氏を引見せられたり

◎米國富豪の捕縛

米國の富豪ボーリング氏並に夫人姉妹の二氏は四名の奈蘭人と共に彼得斯堡に於て捕縛せられたり右は社會黨員たるの嫌疑に依るものにして氏等の寄室は封鎖せられ數冊の書類冊子及記錄類は沒收せられたり（廿二十一日發）

伯林電報

●外國人の採鑛は外國人直接鑛山ことを得ず

中外人共同採鑛の場合は鑛山主以て外國商人は出資を以て株主は其損失を認めざること若し所有鑛山を賣却せんとするとき先づ之を買收し更に外國人に之ること

其他左の四ヶ條の一に該當する採鑛を許さず

一、清國の法律に違犯するもの

二、無條約國の外人にして清同採鑛の權を受くるを得ざ

三、外國人にして本國政府のふるもの

四、外國商人にして未だ其職ざるもの

◎正太鐵道と釐金

山西氏上奏して曰く正太鐵道は最早全るを以て京漢鐵道の貨物稅に倣ひ府所屬某地に釐金局を置き一回限徵收し各收入の全部は之を山西省へと目下右に付詮議中なり

◎鐵道賃增加主張

陸軍

皇太子殿下
皇后陛下御供奉員　東宮主事　錦小

FUKUOKA, THURSDAY, OCTOBER. 24 1907. THE FUKUOK

日新聞

年中無休刊

距離二十番　七百二十番　六百三番　廣告用　國長距離六百五十三番　本紙八頁　(一)

ることあるは其例に乏しからずして、吾國は今や現に其苦き經驗に遭遇しつゝあるなり。曩に米國の北米評論は『日本の黄色新聞』なる一文を掲載して、大に日本に存在する煽動新聞を非難したりと雖も、而かも煽動的新聞は寧ろ米國を以つて其本場と爲すべくして、彼の紐育ヘラルドや、若しくはハーストの所有する五箇の大新聞は、唯だ是れ人心を動搖し、社會を惑亂し、其の間に於て自己の利益を占め、其野心を遂げんと期するものにして、之が爲に國家が如何なる損害を受け、他邦が如何なる迷惑を蒙むる如きは、毫も頓着する所にあらざるなり。吾人は米國に紐育ヘラルドや、ハーストの諸新聞紙なかりせば、日米の國際的關係は決して今日の如く紛雜を來さゞりしは疑はず。是を以つて各國の關係極めて複雜と爲り、外交界の神經極めて銳敏と爲りたる今日に於ては、新聞紙は獨り一般國内の問題に對して謹慎の態度を執らざる可からざるのみならず、また他邦に對して大に言論を謹まざるべからず。韓國にデリー、ニュスを發刊する英人ベーセルなるものあり、常に曲筆を弄して日本の韓國に於ける施政を誹謗し、今回東宮殿下の行啓に際しても、亦無文以つて韓民を煽動するに勉め、爲に去る十四日を以つて英國總領事の審問の下に國外放逐の命を受けたり。思ふに米國新聞の如く國際關係を害して顧慮せざる貪欲するに至らんか、蓋

◎艦隊廻航反對

紐育サン新聞は米國艦隊の太平洋廻航に反對して激烈なる攻擊を加へたり

◎暗殺陰謀發覺

ツアルスコエ、セロに於て露國皇帝の瀛車に乘御の際を窺ふて皇帝を暗殺せんとの陰謀計畫を爲せし者あると發覺せられ謀叛人は彼得斯堡に於て逮捕せられたり

◎墺國皇帝御快方

墺國皇帝の御容躰は益々輕快に赴かせらる

◎英紙所載無根

倫敦モーニング、ポストは華盛頓通信として米國大統領が艦隊を太平洋に廻航するに關し列强の意見を問ひたりとて其意見を掲ぐるも此報は事實にあらず獨逸政府は未だ斯の如き諮問を受けたることなし

◎露國委員を賞揚さる

露國皇帝は海牙平和會議に參列せる露國委員にして同會の議長たるキリドフ伯に詔勅を賜ひ其功績を賞揚せられたり

◎蘭軍の陣地占領

和蘭軍はセレベス嶋に於て土匪の一陣地を占領せり(以上二十二日發)

北京電報

◎大清鑛務章程

張之洞氏の編制に係る大清鑛務章程百四十五ヶ條中左の條項あり

本令は發布の日より之を施行す

從來鑛務に關する條例は一切之を廢止すること

長氏は清國各鐵道運賃一割を增加し興業に充つべしと主張せり

◎雲貴總督の愁訴

雲貴總督は再び雲南鐵道に關し各國の壓迫ざる旨電奏せり

◎事務所辨電問

湖江總督趙爾巽して兩湖の事務を處置するに張之洞

暇するの必要ありやと問ひ來りし及ばずと軍機所より回答せり(以上一

京城電報

◎行啓奏請と統監

伊藤統監が東宮殿下の行啓を奏ことが尤も時機に適したることを重大事件の決行は伊藤統監の如きもの3外何人も益も及ばざる力稱揚し居れりと

◎統監の歸朝期

は新官制々定の端緒を得たる上年末確定なるが東宮殿下行啓に付韓國

主になるは鑛山をなし鑛山鑛山主が政府は租借する時は合資

小路在明子

へたる印象は甚大なるを以て萬事好都合に運ぶべし

◎新官制の發表

日韓新協約による官制の改革は經費の都合上根に面目を改め難きも大體は略決定し東宮行啓の爲め其發表遲延せる次第なるが統監府は不日韓國政府に共力して事務の進捗を圖べし

◎敷地代價交附

京釜鐵道用地代價は收用當時草梁附近一部の支拂をなせるのみにて其他は未だ支拂をなし居らざるを今回買收當時の權利者に支拂ふことゝなり各停車場に於て現金を各權利者に交付したるが其總額二十萬八千圓にして新貨幣鑄理上多くの貢獻

◎桂大將の機敏

桂大將が東洋協會幹部尚書鐵目賀田顧問は二十一日迄に荒井次官に全く事務の引繼を了せり財政顧問部は新官制中にも編入しある由總稅務司は長濱參與官其事務を執るべし

◎財政事務引渡

巡撫恩澤線落成式直隸正定に於て竣工せり竣金を交付せ

召させられ同時に新任米國大使オーブライエン氏、同夫人、高倉典侍、德大寺內大臣、田中宮相、香川皇后宮大夫以下女官并に宮內高等官等に御陪食仰付られたり

◎鎭海灣御視察

二十二日

馬山發電に依れば二十二日午前五時過東宮殿下御召艦香取は加德水道より威風堂々御召艦を先頭に併奉艦之に隨ひ鎭海灣に投錨す時に午前六時此の際奉迎の馬山居留民國の小蒸氣よりは二十一發の煙火を打揚げ間もなく殿下には有栖川宮、東郷大將、有馬中將等を從へ驅逐艦に御移乘、三隻の驅逐艦御警衛を爲し馬山浦港內を御巡覽あり此の時馬山居留民は孰れも海岸に出で靜粛に奉迎拜觀せり時に午前八時半御召驅逐艦は港內月影嶋を一周して、本艦に向はせられ同十時御發艦竹敷に向はせらる此時馬山民國は再び煙火を打揚げ御奉送申上げたり是より先馬山官民は何れも逐艦船に乘り奉迎の筈なりしも二名の虎列拉患者發生の爲御遠慮申上げたり尙皇太子、有栖川宮兩殿下より馬山民團へ一千圓御下賜ありたり

◎佐世保御到着

東宮殿下には本日午前七時三十分佐世保軍港に御到着あらせられる旨海軍省に電報ありたり尙村木武官長よりも本日正午宮內省に左の電報ありたり

皇太子殿下には御機嫌麗く本日午前七時四十五分佐世保軍港に御安着あらせらる

◎都筑大使の巡遊

海牙平和會議終了に付都筑大使一行は西、佛、伊諸國を經て十二月初旬伊太利出發印度洋を經て明年一月中旬歸朝する由

◎昨今の金融

金融市場は下旬に至りて貨出一般に減少し資金は益々潤澤となりしも株式界は依然として回復の見込なく爲めに金融市場は至て平穩にして金利はコールマネー一錢八厘、普通二錢を唱へつゝあり今日の有樣にては月末と雖も金融に左したる影響なかるべく只名古屋大阪等は中節期に切迫したれば多分部分的需用多かるべしと云ふ

◎鐵道事故頻出

昨今又々鐵道事故頻發し昨夜六時半新宿驛に於て八王子發上り列車王鯖發上り貨車と衝突し機關車、貨車數輛大破損を爲し機關手二名負傷し又淀田沼にて下り機關車と入替中の貨車と衝突し機關車二輛、貨車二輛破損し又入街に於て銚子發上列車轉轍機の處にて貨車一輛と機關車脫線せり

◎登記事務管轄替

左の如く想定せられる

▲司法省令第三十五號　廢岡地方裁判所管下柳川區裁判所瀦高出張所管下筑後國山門郡三橋村大字百丁、白鳥、久末、中山、垂見、樋町五丁に屬する商業登記事務は柳川區裁判所に於て之を取扱ふ又瀦岡地方裁判所管內小倉區裁判所管下筑前國遠賀郡水巻村大字猪熊に屬する商業登記事務は小倉區裁判所折尾出張所に於て之を取扱ふ本令は明治四十年十一月一日より施行す

▲司法省令第三十六號　熊本地方裁判所御船區裁判所飛北出張所管下居後國上益城郡大川村大字上中間、下中間、鮎、犬淵に屬する商業登記事務は御船區裁判所に於て之を取扱ふ本令は明治四十年十一月一日より施行す

し海軍再會に關し韓國に擬へる注意は頗る機敏なるものにして其供奉を廢して韓國に留まれる如きも何等か目的あるが如し

○目賀田氏送別會　スチーブンス氏は二十三日各國領事を招待し目賀田顧問の送別會を開くべし目賀田氏は來月三日頃出發の筈

（以上二十二日發）

奉天電報

◎新舊總領事

加藤新任總領事は本日着任せり萩原前總領事は二十四日當地出發二十六日の鎮倉丸にて歸朝すべし日清兩國の交渉案件は現狀の儘引繼かれたり

○萩原總領事送別會　當地居留民は本日左天倶樂部に於て萩原前總領事の送別宴を催し頗る盛大なりし（以上二十二日發）

東京電話（廿三日）

○宮中午餐會　天皇皇后兩陸下には既報の如く本日正午宮中に於て午餐會を催ふさせられ伏見宮、同妃、東伏見宮、同妃各殿下を

◎佐世保御巡視

皇太子殿下には本日午前七時三十分佐世保軍港御着午前は軍港を、午後は要塞を御巡視あらせらるゝ旨第一艦隊司令長官より電報ありたり

○軍艦鞍馬編入　軍艦類別表中巡洋艦生駒の次に鞍馬を加へらる

◎關東都督府豫算

關東都督府豫算の豫算は今年度の四百三十萬圓に比し約百五十萬圓の增額なるが其重なる事業は旅順に於ける下水道路の設備に伴ふ橋梁架設費六十萬圓大連水道敷設事業費の中水源地貯水池設備費三十五萬圓等にして來年度歲入中通信事業の收入は本年度に於て七十萬圓なりしを九十萬圓に計上したる外其他は差して增額なく目下調査進行中の同府官制改革は事實となるも豫算編製上には左程の影響を與へざるべしと

◎軍人の追加授爵

陸海軍少將にして日露戰役中中將に陞進したるものは總て先頃授爵の恩命に接したるが出征當時より少將にあるものも此際男爵を授けらるる由にて其人員は陸海軍を通て十餘名なりと

◎英露皇室の接近

露帝の御兄弟なるミカエル太公は英國皇帝の愛女ヴイクトリア親王と近日御婚約あるべしと傳へらる太公は本年二十九歲親王は十九歲に渡らせらる

◎勅令三件

本日左の如く裁可公布せらる

▲勅令第三百二十六號　現役將官長特別任用令

▲勅令第三百二十七號　看守、看護婦、樺太廳駐在陸軍諸部隊給與令中改正

▲勅令第三百二十八號　應急衛戍司令官駐劄陸軍諸部隊給與規定中改正

◎武官轉補

本日左の辭令ありたり

免本廠補歩兵第四十七聯隊付陸軍歩兵中佐　山縣茂吉

免本廠補歩兵第四十八聯隊付陸軍歩兵中佐　福原鐵太郎

免本廠補歩兵第六十八聯隊長　歩兵第四十八聯隊付陸軍歩兵中佐　山中次郎

免本廠補歩兵第七十聯隊長　第二師團參謀陸軍歩兵少佐　高梨慶三郎

免本廠補侍從武官　教育總監部參謀陸軍歩兵少佐　矢島岸太郎

免本廠補第二師團參謀　野砲兵第十四聯隊長陸軍砲兵中佐　金竹熙三郎

免本廠補野砲兵第十四聯隊長　野砲兵第二十四聯隊長陸軍砲兵少佐　山田直力

免本廠補野砲兵第十二聯隊大隊長陸軍砲兵少佐　岡田一郎

免本廠補山砲兵第三大隊長　工兵第八大隊長陸軍工兵中佐　關口一郎

免本廠補工兵第十八大隊長　輜重兵第十二大隊長兼免　輜重兵少佐　關口一郎

免本廠補輜重兵第十二大隊長兼免　歩兵第四十五聯隊中隊長陸軍歩兵大尉　林殿次郎

免本廠補歩兵第七十二聯隊副官陸軍砲兵大尉　和田秀來

免本廠補野砲兵第七十二聯隊副官　野砲兵第二十四聯隊附陸軍砲兵中尉　松本修助

免本廠補野砲兵第二十四聯隊副官　野砲兵第十一聯隊附陸軍砲兵中尉　阪村瑛

免本廠補山砲兵第三大隊副官　工兵第五大隊附陸軍工兵中尉

免本廠補工兵第十八大隊副官　近衛輜重兵大隊附陸軍輜重兵中尉　幸山政一

免本廠補輜重兵第十八大隊副官　輜重兵第九大隊附陸軍輜重兵大尉　佐藤治六

免本廠補門司陸軍兵器支廠ヶ員　陸軍衛戍監督部參謀陸軍歩兵少佐　市來保次郎

免本廠補陸軍衛戍監督部參謀陸軍歩兵少佐　渡邊爲太郎

免本廠補工兵第十八大隊附陸軍輜重兵少佐　伊藤拓武

免長節製兵式各兵器試驗員　東京衛戍監督部副官陸軍歩兵少佐　高須陸次

天長節製兵式副官　萩卿付　陸軍歩兵大尉　鈴木平

免本廠補門司陸軍兵器支廠ヶ員　陸軍衛戍監督部副官陸軍歩兵大尉　小倉憲兵隊附兼免

免本廠補小倉憲兵隊分隊長　海軍少佐　福田松次郎

免本廠補飼料分隊長　海軍少佐　森本義寛

免本廠補永興灣防備隊分隊長　海軍少佐　阿部眞一郎

免本廠補鎮遠艦長　海軍大尉　三浦英吳

免本廠補鎮遠艦長　海軍大尉

○辭令

宮崎縣兒島大分各縣下（員闕）辭令

○倍拔師　鶴原勳

守田家系圖

筑前國那珂郡三宅村

- 守田了因　守田家先祖　享保十九年五月七日歿　仰雲院釋桂岳了因信士
  - 妻　享保十八年七月十日歿　英光院釋惠因妙秀信女
  - 與作　養子　明和五年九月二十一日歿　行年六十七歳　釋賢道覺應居士
    - 妻　寶暦七年七月三日歿　行年四十六歳　最勝院釋應涼貞信信女
    - 妻　安永八年五月二十六日歿　釋貞心信女
      - 宅助　享保十七年十一月十八日歿　釋西道信士
    - 序助　文化十年十月十四日歿　生雲院釋響林梢波信士
      - 妻　文化十一年九月十六日歿　專林院釋智巖照壽信尼
      - 三吉　寶暦七年六月三十日歿　行年六歳　釋秋幻童子
      - 序助　養子　久間氏之出　天保十年六月二日歿　晴雲院釋一乘吟儒居士
        - イク　明治二十一年四月九日歿　光晴院釋眞乘貞儒大姉
        - 齊宮　守田行久養子　文化二年霜月二十一日歿　行年十六歳　釋宣音深遠信士

稱左衛門
嘉永五年二月二日 歿
行年三十八歳
雲岳院釋僊谷惠吟居士

妻
土佐伊豫守内松村軍治女
嘉永二年八月六日 歿
行年二十七歳
秋相院釋妙得貞應大姉

男子
文政五年十二月二十四日 歿
釋曉岸童子

女子
文政七年七月九日 歿
釋照英童子

肇
萬延元年五月十四日 歿
行年十五歳
自照院釋寶林淨光居士

雪乎 養子 諱・一徳
天保十三年一月二十三日 生
於 江戸赤坂溜池
父・讃井久 母・讃井家
萬延元年五月家督相続す
明治十七年六月 公職を辞する
明治四十年十月二十四日 歿
行年六十六歳
壽樂院釋晴耕雨讀居士

マサ 諱・政子
弘化四年十二月二十七日 生
守田稱左衛門 長女
祖母・イクが養育す
大正八年五月二十七日 歿
行年七十三歳
守道院釋惠照大姉

男子
嘉永三年十一月十三日 歿
釋幻全童子

男子
嘉永五年正月二十五日 歿
釋幻慈童子

ケイ
明治十一年七月二十二日 生
井上市太郎 叔母
明治三十年一月十三日
妻となるも
大正三年四月三十日
協議離婚す

鉄太郎
明治三年十二月十一日 生
昭和二十四年十一月二日 歿
行年八十歳
厳淨院釋鉄城善士

ヒサ
明治十年十月十八日 生
武本次助・コマ 四女
武本岩吉 妹
大正四年三月二十七日
妻となる
昭和二十六年四月三十日 歿
行年七十五歳
清淨院釋妙久大姉

肇 養子 離縁
明治三十五年十月八日 生
原金三郎・天本スエ 長男
原常吉 孫
明治四十年四月十七日養子となるも
昭和四年八月二十二日協議離縁す

ユキ
明治三十九年一月二十日 生
尾形増次郎・シケ 長女
尾形健一 妹
大正十五年四月十四日妻となる

八千代 養子 離縁
明治三十八年三月五日 生
武本市助・ツギ 二女
昭和七年三月十六日養子となるも
昭和七年十二月二十日協議離縁す

クニエ 養子 離縁
昭和元年十二月二十八日 生
伏原弥七・トメ 三女
昭和二十年三月二十八日養子となるも
昭和二十一年二月五日協議離縁す

勝榮 養子
大正十三年三月一日 生
廣田幸三郎・キク 三男
昭和二十二年十二月十五日養子となる
平成二十六年三月十一日 歿
行年九十一歳
覺勝院釋榮進居士

定子
大正十三年十一月六日 生
梅田茂樹・テル 二女
昭和二十二年十二月十五日妻となる

【年齢】		【年月日】	【補足】
〇歳	江戸赤坂溜池にて生まれ	天保十三年（一八四二）一月二三日	父：讃井久　母：讃井家
満十八歳	守田稱左衛門の養子となる	蔓延元年（一八六〇）五月	
一	福岡藩分限帳集成	明治初年	史料一
満三一歳	竹槍日記	明治六年（一八七三）六月二日	史料二
満三一歳	近代日本の社会史的分析 天皇制下の部落問題	明治六年（一八七三）十一月	史料三

満三一歳	近代部落史資料集成　第二巻	明治六年（一八七三）十一月	史料四
満三五歳	詳説福岡県議会史　明治編上巻	明治十年（一八七七）六月以後より数カ月後	史料五
満四二歳	公職を辞する	明治十七年（一八八四）六月	
満六五歳	ご逝去	明治四〇年（一九〇七）十月二四日	

守田雪乎　記念碑誌

令和二年（二〇二〇年）三月　第一刷発行

発行者　久我文子（旧姓 守田）

表紙デザイン　久我朋子

編者　株式会社トラディション・ブルー